

報告第4号

令和6年度つくば市一般会計予算継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。

令和7年6月4日

つくば市長 五十嵐立青

令和6年度つくば市一般会計予算継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の 総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残額	翌年度 繰越額	繰越金	左の財源内訳 特定財源			
				予算 計上額	前年度 繰越額	計					繰越金	国県 支出金	地方債	その他
3. 民生費	1. 社会福祉費	児童発達支援センター改修設計業務委託	31,526,000	9,458,000		9,458,000	9,458,000	9,458,000	4,758,000	4,700,000				
3. 民生費	1. 社会福祉費	(仮称) 茎崎コミュニティ施設整備事業	259,679,000	103,872,000		103,872,000	40,930,000	62,942,000	15,742,000		47,200,000			
3. 民生費	2. 児童福祉費	アフタースクールモデル事業運営委託	59,427,000	15,838,000		15,838,000	13,744,280	2,093,720	2,093,720					
4. 衛生費	1. 保健衛生費	環境基本計画・地球温暖化対策実行計画区域施策編改訂・気候市民会議提言書実行計画策定業務委託	50,000,000	15,000,000		15,000,000		15,000,000	15,000,000					
4. 衛生費	1. 保健衛生費	つくばメモリアルホール施設長寿化改修事業	1,700,138,000	678,892,000		678,892,000	271,551,500	407,340,500	40,740,500		366,600,000			
4. 衛生費	2. 清掃費	サステナスクエア消防設備改修事業	46,126,000	27,191,000		27,191,000	15,369,000	11,822,000	5,722,000		6,100,000			
8. 土木費	4. 都市計画費	つくば市公共交通活性化協議会負担金(地域公共交通計画策定等支援業務委託)	37,675,000	13,827,000		13,827,000	13,805,000	22,000	22,000	22,000				

令和6年度つくば市一般会計予算継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の 総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残額	翌年度 繰越額	繰越金	左の財源内訳 特定財源		
				予算 計上額	前年度 繰越額	計					繰越金	特定財源	
												国 県 支出金	地方債
8. 土木費	4. 都市計画費	茨城県自治体 連携型自家用 有償旅客運送 実証実験	323,744,000	323,744,000		323,744,000	277,582,665	46,161,335	46,161,335	46,161,335			
8. 土木費	4. 都市計画費	緑の基本計画 見直し業務委 託	36,751,000	8,272,000	4,438,000	12,710,000		12,710,000	12,710,000	12,710,000			
8. 土木費	4. 都市計画費	公園再整備設 計業務委託	40,887,000	17,325,000		17,325,000		17,325,000	17,325,000	17,325,000			
8. 土木費	4. 都市計画費	つくば中央イ ンター北土地 区画整理組合 設立準備会補 助金	126,276,000	59,722,000	29,154,270	88,876,270	25,355,811	63,520,459	63,520,459	63,520,459			
9. 消防費	1. 消防費	(仮称)中 根・金田台地 区小学校防災 設備整備事業	75,686,000	22,706,000		22,706,000	10,217,832	12,488,168	12,488,168	88,168		12,400,000	
10. 教育費	1. 教育総務費	教育振興基本 計画策定支援 業務委託	2,443,000	733,000		733,000	732,600	400	400	400			
10. 教育費	2. 小学校費	手代木南小学 校校舎長寿命 化改修事業	856,231,000	856,231,000		856,231,000	338,722,266	517,508,734	517,508,734	18,241,734	112,267,000	387,000,000	
10. 教育費	2. 小学校費	真瀬小学校校 舎長寿命化改 修事業	765,877,000	765,877,000		765,877,000	38,293,750	727,583,250	727,583,250	13,287,250	104,896,000	609,400,000	

令和6年度つくば市一般会計予算継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の 総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残額	翌年度 繰越額	繰越金	左の財源内訳 特定財源			
				予算 計上額	前年度 繰越額	計					繰越金	国県 支出金	地方債	その他
10. 教育費	2. 小学校費	(仮称)中根・金田台地区小学校建設事業	5,795,424,000	1,741,530,000		1,741,530,000	781,862,168	959,667,832	959,667,832	182,774,832	172,393,000	604,500,000		
10. 教育費	3. 中学校費	谷田部中学校長寿命化予防改修事業	532,594,000	532,594,000		532,594,000	140,640,000	391,954,000	391,954,000	3,245,000	44,409,000	344,300,000		
10. 教育費	5. 社会教育費	生涯学習推進基本計画策定支援業務委託	8,333,000	4,933,000		4,933,000	4,932,766	234	234	234				
10. 教育費	6. 保健体育費	(仮称)つくば市陸上競技場建設工事設計委託	112,124,000	41,669,000		41,669,000	41,668,000	1,000	1,000	1,000				
10. 教育費	6. 保健体育費	茎崎給食施設建設工事設計業務委託	19,030,000	5,709,000		5,709,000		5,709,000	5,709,000	5,709,000				
合計			10,914,643,000	5,256,728,000	33,592,270	5,290,320,270	2,027,012,638	3,263,307,632	3,263,307,632	447,142,632	438,665,000	2,377,500,000	0	

報告第5号

令和6年度つくば市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、次のとおり報告する。

令和7年6月4日

つくば市長 五十嵐立青

令和6年度つくば市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	1. 総務管理費	庁内データ利活用基盤構築事業	106,420,000	106,420,000		106,420,000			
3. 民生費	1. 社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付金給付事業（令和6年度非課税世帯）	716,522,000	286,030,664		286,030,664			
3. 民生費	1. 社会福祉費	介護施設等整備費等補助金	57,402,000	57,402,000		57,402,000			
3. 民生費	1. 社会福祉費	防犯ステーショントイレ設置工事	7,300,000	7,300,000					7,300,000
3. 民生費	2. 児童福祉費	保育所フェンス改修工事設計業務委託	7,000,000	4,761,500					4,761,500
6. 農林水産業費	1. 農業費	一般単独排水路整備事業	19,998,000	19,998,000					19,998,000
6. 農林水産業費	1. 農業費	農地中間管理機構関連農地整備事業負担金	20,000,000	20,000,000			20,000,000		
6. 農林水産業費	1. 農業費	基盤整備促進事業負担金	24,400,000	15,000,000			13,200,000		1,800,000
6. 農林水産業費	1. 農業費	霞ヶ浦用水県営かんがい排水事業負担金	571,000	571,000			500,000		71,000
7. 商工費	1. 商工費	キャビンバーベキュー場屋根外改修事業	29,832,000	29,832,000					29,832,000
8. 土木費	1. 土木管理費	道路登記・測量業務委託	1,989,000	1,986,787					1,986,787

令和6年度つくば市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8. 土木費	2. 道路橋梁費	道路改良・舗装工事	241,900,000	189,586,380	8,723,900		169,800,000		11,062,480
8. 土木費	2. 道路橋梁費	道路測量・設計業務委託	17,050,000	17,050,000			15,300,000		1,750,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	橋梁長寿命化修繕工事	210,761,000	210,761,000	41,900,000	97,261,000	71,600,000		
8. 土木費	2. 道路橋梁費	橋梁包括管理業務委託	10,439,000	10,439,000					10,439,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	橋梁施工監理業務委託	2,200,000	2,200,000	229,500		1,900,000		70,500
8. 土木費	2. 道路橋梁費	道路新設改良事業	348,284,000	283,991,128			218,100,000		65,891,128
8. 土木費	2. 道路橋梁費	緊急地方道整備事業	61,804,000	58,265,000	3,665,000	22,000,000	32,600,000		
8. 土木費	2. 道路橋梁費	都市計画道路整備事業	688,373,000	302,691,980	21,558,480	146,707,500	114,800,000		19,626,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	都市計画道路整備施工監理委託	6,175,000	2,820,000	957,000				1,863,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	都市計画道路補償算定業務委託	3,532,000	3,532,000					3,532,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	都市計画道路測量設計業務委託	5,081,000	3,266,800					3,266,800

令和6年度つくば市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8. 土木費	3. 河川費	八幡川河川改修事業	29,930,000	29,930,000	5,898,200		22,100,000		1,931,800
8. 土木費	4. 都市計画費	筑波山ゲートパーク周辺道路拡幅工事	30,150,000	30,150,000	2,474,100		27,100,000		575,900
8. 土木費	4. 都市計画費	不動産鑑定手数料	558,000	558,000					558,000
8. 土木費	4. 都市計画費	街路改良・舗装工事	48,570,000	27,725,400			24,900,000		2,825,400
8. 土木費	4. 都市計画費	近隣公園整備基本設計・実施設計業務委託	8,074,000	8,074,000	8,074,000				
8. 土木費	4. 都市計画費	上河原崎・中西地区公園整備公共施設管理者負担金	71,500,000	71,500,000	4,870,000	23,830,000	42,800,000		
8. 土木費	4. 都市計画費	公園内施設改修事業	27,500,000	27,500,000					27,500,000
8. 土木費	4. 都市計画費	公園内施設修繕工事	117,709,000	117,708,800			105,300,000		12,408,800
8. 土木費	5. 住宅費	市営要害住宅屋根・外壁改修事業	141,306,000	141,306,000	10,092,000	37,473,000	45,800,000		47,941,000
9. 消防費	1. 消防費	高機能消防指令センターシステム更新事業	944,119,000	944,119,000	84,518,000	97,598,000	661,800,000		100,203,000
9. 消防費	1. 消防費	はしご自動車保守点検委託	25,607,000	25,597,000					25,597,000

令和6年度つくば市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
10. 教育費	2. 小学校費	香取台小学校増築設計業務委託	69,949,000	69,949,000					69,949,000
10. 教育費	2. 小学校費	九重小学校消防設備改修工事	11,713,000	11,712,800					11,712,800
10. 教育費	2. 小学校費	小学校トイレ改修事業	229,977,000	229,977,000		28,515,000	201,300,000		162,000
10. 教育費	2. 小学校費	小学校長寿命化管理用備品購入費	11,342,000	4,069,900					4,069,900
10. 教育費	2. 小学校費	(仮称)中根・金田台地区小学校製品検査旅費	120,000	120,000					120,000
10. 教育費	2. 小学校費	(仮称)中根・金田台地区小学校水道加入金	1,657,000	1,657,000					1,657,000
10. 教育費	3. 中学校費	中学校長寿命化備品処分業務委託	2,009,000	1,699,200					1,699,200
10. 教育費	4. 幼稚園費	幼稚園空調設備設置事業	623,924,000	623,924,000		52,740,000	568,600,000		2,584,000
10. 教育費	6. 保健体育費	大穂体育館空調設備改修事業	170,434,000	170,434,000		12,103,000	158,100,000		231,000
合 計			5,340,372,000	4,171,616,339	192,960,180	968,080,164	2,515,600,000	0	494,975,995

報告第6号

令和6年度つくば市水道事業会計予算繰越計算書及び令和6年度つくば市水道事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年6月4日

つくば市長 五十嵐立青

令和6年度つくば市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳						不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						負担金	企業債	国庫補助金	分担金	出資金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	施設整備事業	円 1,972,828,000	円 1,595,628,043	円 323,056,800	円 0	円 323,034,000	円 0	円 0	円 0	円 22,800	円 54,143,157	円 0	想定外の埋設物等に対応する工事内容や管路変更に伴い、年度内完成が見込めないことや施工時期の平準化のために繰り越すものです。
		施設改良事業	873,136,000	324,776,080	499,169,000	0	366,366,000	0	0	0	132,803,000	49,190,920	0	想定外の埋設物等に対応する工事内容や管路変更に伴い、年度内完成が見込めないことや施工時期の平準化のために繰り越すものです。

令和6年度つくば市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	6年度継続費予算額			支払い義務発生(見込)額	残 額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度繰越額	計				国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金	
1 資本的支出	1 建設改良費	中央配水場ポンプ設備更新工事	円 589,600,000	円 556,600,000	円 33,000,000	円 589,600,000	円 0	円 589,600,000	円 589,600,000	円 0	円 0	円 589,600,000	円 0
1 資本的支出	1 建設改良費	中央配水場ポンプ設備更新工事施工監理業務委託	円 17,446,000	円 10,450,000	円 6,996,000	円 17,446,000	円 0	円 17,446,000	円 17,446,000	円 0	円 0	円 17,446,000	円 0
1 資本的支出	1 建設改良費	君島配水場電気計装設備更新工事	円 548,790,000	円 439,032,000	円 109,758,000	円 548,790,000	円 0	円 548,790,000	円 548,790,000	円 0	円 0	円 548,790,000	円 0
1 資本的支出	1 建設改良費	君島配水場電気計装設備更新工事施工監理業務委託	円 9,526,000	円 5,621,000	円 3,905,000	円 9,526,000	円 0	円 9,526,000	円 9,526,000	円 0	円 0	円 9,526,000	円 0
1 資本的支出	1 建設改良費	中央配水場ポンプ設備更新工事(No.4ポンプ)	円 737,000,000	円 33,000,000	円 0	円 33,000,000	円 0	円 33,000,000	円 33,000,000	円 0	円 0	円 33,000,000	円 0

款	項	事業名	継続費の総額	6年度継続費予算額			支払い義務発生(見込)額	残 額	翌年度通次繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳			翌年度通次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算計上額	前年度通次繰越額	計				国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	中央配水場ポンプ設備更新工事(No.4ポンプ)施工 監理委託	17,380,000	6,050,000	0	6,050,000	0	6,050,000	6,050,000	0	0	6,050,000	0

報告第7号

令和6年度つくば市下水道事業会計予算繰越計算書及び令和6年度つくば市
下水道事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項及び地方公営企業法施行
令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年6月4日

つくば市長 五十嵐立青

令和6年度つくば市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						既収入特定財源		未収入特定財源						損益勘定留保資金
						補助金	企業債	補助金	負担金等					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
1 資本的支出	1 建設改良費	管路建設改良事業	2,357,045,500	745,025,992	1,428,395,434	13,145,600	1,204,600,000	116,163,400	52,872,752	41,613,682	183,624,074	0	工事内容の変更や関係機関との調整に不測の日数を要したため翌年度へ繰り越すものです。	
		ポンプ場建設改良事業	260,614,000	156,658,258	64,835,100	0	60,300,000	0	0	4,535,100	39,120,642	0	工事内容の変更や関係機関との調整に不測の日数を要したため翌年度へ繰り越すものです。	
		雨水建設改良事業	268,349,500	33,543,083	231,117,000	0	0	0	0	231,117,000	3,689,417	0	工事内容の変更や関係機関との調整に不測の日数を要したため翌年度へ繰り越すものです。	
		流域下水道事業	112,155,000	6,318,000	34,650,000	0	34,600,000	0	0	50,000	71,187,000	0	茨城県の事業が繰越になるため翌年度へ繰り越すものです。	
		つくばエクスプレス関連公共下水道事業	231,000,000	81,531,000	149,469,000	0	62,000,000	73,470,000	13,909,500	89,500	0	0	関係機関との調整・協議に不測の日数を要したため翌年度へ繰り越すものです。	

令和6年度つくば市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による建設改良費の事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな即資産の購入限度額	説明
						既収入特定財源	未収入特定財源		損益勘定 留保資金			
						企業債	補助金	負担金等				
1 資本的支出	1 建設改良費	つくばエクスプレス関連公共下水道事業	円 501,258,000	円 399,504,000	円 101,754,000	円 50,800,000	円 50,877,000	円 0	円 77,000	円 0	円 0	地権者との借地交渉に不測の日数を要したため翌年度へ繰り越すものです。

令和6年度つくば市下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名		継続費の総額	令和6年度継続費予算額			支払い義務発生(見込)額	残 額	翌 年 度 繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
					予算計上額	前 年 度 繰越額	計				既収入特定財源	未収入特定財源		損益勘定 留保資金	
												補助金	企業債		
1 下水道事業 費用	1 営業 費用	雨水管理 費	5-7雨水管理方針 基本調査	円 97,846,000	円 48,923,000	円 9,088,000	円 58,011,000	円 0	円 58,011,000	円 58,011,000	円 0	円 0	円 0	円 58,011,000	円 0
		総係費	下水道使用料改定 支援業務委託	円 5,500,000	円 1,650,000	円 0	円 1,650,000	円 0	円 1,650,000	円 1,650,000	円 0	円 0	円 0	円 1,650,000	円 0
1 資本的 支出	1 建設 改良費	管路建設 改良事業	5-8下水道全体計 画及び事業計画 変更	円 56,992,000	円 16,440,000	円 5,005,000	円 21,445,000	円 0	円 21,445,000	円 21,445,000	円 0	円 0	円 0	円 21,445,000	円 0
			6-10下水道管渠 ストックマネジ メント、総合地 震計画事業	円 242,873,000	円 19,270,000	円 0	円 19,270,000	円 15,266,000	円 4,004,000	円 4,004,000	円 0	円 0	円 0	円 4,004,000	円 0
		ポンプ場 建設改良 事業	花室第一ポンプ 場外改築更新	円 1,495,000,000	円 433,000,000	円 162,000,000	円 595,000,000	円 289,188,000	円 305,812,000	円 305,812,000	円 6,906,000	円 152,900,000	円 146,000,000	円 6,000	円 0
			6-8森の里中継ボ ンプ場改築更新	円 1,087,000,000	円 35,000,000	円 0	円 35,000,000	円 0	円 35,000,000	円 35,000,000	円 0	円 32,500,000	円 2,500,000	円 0	円 0
		雨水建設 改良事業	6-7全体計画(雨 水)見直し業務	円 120,340,000	円 36,102,000	円 0	円 36,102,000	円 0	円 36,102,000	円 36,102,000	円 0	円 0	円 0	円 36,102,000	円 0

報告第8号

つくば市土地開発公社の経営状況を説明する書類について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年6月4日

つくば市長 五十嵐立青

令和6年度

〔令和6年4月1日〕
〔令和7年3月31日〕

つくば市土地開発公社事業決算書

目 次

議案第1号 令和6年度つくば市土地開発公社事業報告及び収支決算について

令和6年度つくば市土地開発公社事業報告書	1 ページ
1 令和6年度つくば市土地開発公社事業収支決算報告書	2 ページ
2 令和6年度つくば市土地開発公社事業損益計算書	3 ページ
3 令和6年度つくば市土地開発公社事業貸借対照表	4 ページ
4 令和6年度つくば市土地開発公社キャッシュ・フロー計算書	5 ページ
5 令和6年度つくば市土地開発公社事業財産目録	6 ページ
監査意見書	7 ページ
令和6年度つくば市土地開発公社事業決算参考書	9 ページ
1 令和6年度つくば市土地開発公社事業収益費用明細書	10 ページ

議案第1号

令和6年度つくば市土地開発公社事業報告及び収支決算について

つくば市土地開発公社定款第16条の規定により、令和6年度つくば市土地開発公社事業報告及び収支決算について、理事会の議決を求めます。

令和7年4月22日 提 出

つくば市土地開発公社 理事長 飯 野 哲 雄

令和7年4月22日 可 決

令和6年度つくば市土地開発公社事業報告書

(1) 総括事項

つくば市土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき、公共用地等の取得、管理、処分等を行い、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として昭和49年1月30日に設立されました。

当公社は、令和4年度において、つくば市が実施した「高エネ研南側未利用地の売却に係る公募型プロポーザル」の結果及び同市からの業務命令に基づき「グッドマンジャパンつくば特定目的会社」と高エネ研南側用地に係る土地売買契約を締結し、所有権移転及び買戻特約登記を行い、土地売却収益4,180,326,106円を得ました。

令和6年度においては、土地売却収益を元本割れの生じない定期預金により運用し、普通預金と合わせて14,525,727円の受取利息を得ました。その結果、令和6年度の当期純利益は10,626,544円の黒字となりました。

(2) 理事会議決事項

ア 予算

議案番号	件名	議決年月日
議案第3号	令和6年度つくば市土地開発公社事業計画及び補正予算（第1号）について	令和6年12月20日
議案第4号	令和7年度つくば市土地開発公社事業計画及び予算について	令和7年2月26日

イ 決算

議案番号	件名	議決年月日
議案第1号	令和5年度つくば市土地開発公社事業報告及び収支決算について	令和6年5月16日

ウ その他

議案番号	件名	議決年月日
議案第2号	つくば市土地開発公社役員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程について	令和6年12月20日

(3) 役員に関する事項

役員 の 状 況（令和7年3月31日現在）

理事長 1名
理事 8名
監事 2名

(4) 職員に関する事項

令和7年3月31日現在の職員数は5名で、その内訳は次のとおりです。

	事務局長	次長	係員	合計
事務局	1	2	2	5

1 令和6年度つくば市土地開発公社事業収支決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

【収入】

(単位：円)

区 分	予 算 額			決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
	当初予算	補正予算	合計			
第1款 事業外収益	1,951,000	0	1,951,000	14,525,727	12,574,727	
第1項 受取利息	1,951,000	0	1,951,000	14,525,727	12,574,727	

【支出】

(単位：円)

区 分	予 算 額			決算額	不用額	備考
	当初予算	補正予算	合計			
第1款 販売費及び一般管理費	87,000	109,000	196,000	141,590	54,410	
第1項 販売費及び一般管理費	87,000	109,000	196,000	141,590	54,410	
第2款 特別損失	0	0	0	3,757,593	0	
第1項 その他の特別損失	0	0	0	3,757,593	0	
第3款 予備費	10,000	0	10,000	0	10,000	
第1項 予備費	10,000	0	10,000	0	10,000	

2 令和6年度つくば市土地開発公社事業損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：円)

1. 販売費及び一般管理費

(1) 販売費及び一般管理費	<u>141,590</u>	<u>141,590</u>
----------------	----------------	----------------

事業損失		141,590
------	--	---------

2. 事業外収益

(1) 受取利息	<u>14,525,727</u>	<u>14,525,727</u>
----------	-------------------	-------------------

経常利益		14,384,137
------	--	------------

3. 特別損失

(1) その他の特別損失	<u>3,757,593</u>	<u>3,757,593</u>
--------------	------------------	------------------

4. 予備費

	<u>0</u>	<u>0</u>
--	----------	----------

前期繰越準備金		<u>4,184,878,245</u>
---------	--	----------------------

当期純利益		10,626,544
-------	--	------------

当期繰越準備金		<u>4,195,504,789</u>
---------	--	----------------------

3 令和6年度つくば市土地開発公社事業貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位：円)

資産の部		負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
(1) 現金及び預金	<u>4,201,513,369</u>	(1) 預り金	<u>8,580</u>
		流動負債合計	8,580
流動資産合計	4,201,513,369	負債合計	<u>8,580</u>
		資本の部	
2. 投資その他資産		3. 資本金	
(1) 長期性預金	<u>0</u>	(1) 基本財産	<u>6,000,000</u>
		資本金合計	6,000,000
投資その他資産合計	0	4. 準備金	
		(1) 前年度繰越準備金	<u>4,184,878,245</u>
		(2) 当期純利益	<u>10,626,544</u>
		準備金合計	4,195,504,789
		資本合計	<u>4,201,504,789</u>
資産合計	<u>4,201,513,369</u>	負債・資本合計	<u>4,201,513,369</u>

4 令和6年度つくば市土地開発公社キャッシュ・フロー計算書

〔自 令和6年4月1日〕
〔至 令和7年3月31日〕

(単位：円)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー	
(1) 人件費支出	△ 44,820
(2) その他の業務支出	△ 3,845,783
小計	<u>△ 3,890,603</u>
(3) 利息の受取額	14,525,727
事業活動によるキャッシュ・フロー	<u>10,635,124</u>
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>0</u>
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>0</u>
IV 現金及び現金同等物増加額（又は減少額）	<u>10,635,124</u>
V 現金及び現金同等物期首残高	<u>4,190,878,245</u>
VI 現金及び現金同等物期末残高	<u>4,201,513,369</u>

5 令和6年度つくば市土地開発公社事業財産目録

(令和7年3月31日現在)

		内 訳		金額 (円)
		適 用	金額 (円)	
資産の部	流動資産			4,201,513,369
	普通預金	普通預金 常陽銀行	2,467,504	
	定期預金	定期預金 常陽銀行 (資本金)	6,000,000	
	定期預金	定期預金 JAつくば市 (高エネ研南側用地売却収益)	1,500,000,000	
	定期預金	定期預金 JAつくば市谷田部 (高エネ研南側用地売却収益)	2,693,045,865	
	計			

監 査 意 見 書

令和6年度つくば市土地開発公社事業の決算について監査したところ、つくば市土地開発公社会計規程に基づき正確に処理されており、決算財務諸表も適正であると認めます。

令和 7 年 4 月 9 日

つくば市土地開発公社

監 事 会田文則 

監 事 伊藤和浩 

令和6年度つくば市土地開発公社事業決算参考書

1 令和6年度つくば市土地開発公社事業収益費用明細書

収益的収入及び支出

【収入】

款	項	目	節	金額 (円)	説明
1.	事業外収益			14,525,727	
	1.	受取利息		14,525,727	
		受取利息		14,525,727	
			預金利息	14,525,727	普通預金、定期預金

【支出】

款	項	目	節	金額 (円)	説明
1.	販売費及び一般管理費			141,590	
	1.	販売費及び一般管理費		141,590	
		人件費	報酬	53,400	非常勤役員報酬
		経費	旅費	12,000	旅費、費用弁償
			需用費	0	
			役務費	4,190	振込手数料、切手代
			公租公課	72,000	法人市民税、法人県民税
2.	特別損失			3,757,593	
	1.	その他の特別損失		3,757,593	
		その他の特別損失		3,757,593	
			その他の特別損失	3,757,593	定期預金中途解約による特別損失
3.	予備費			0	
	1.	予備費		0	
		予備費		0	
			予備費	0	

令和7年度

つくば市土地開発公社事業計画及び予算書

議案第4号

令和7年度つくば市土地開発公社事業計画及び予算について

令和7年度つくば市土地開発公社事業計画

(事業計画)

つくば市土地開発公社定款に基づき、当公社及び資産の適正な管理に努める。

令和7年度つくば市土地開発公社予算

(総則)

第1条 令和7年度つくば市土地開発公社事業の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収 入	
第1款 事業外収益	9,049 千円
第1項 受取利息	9,049 千円
支 出	
第1款 販売費及び一般管理費	369 千円
第1項 販売費及び一般管理費	369 千円
第2款 予備費	10 千円
第1項 予備費	10 千円

(予定支出の各項の経費に金額の流用)

第3条 予定支出の各項の経費の金額は、これを流用することができる。

(予算の弾力運用)

第4条 業務量の増加により、必要な経費に不足を生じたときは、当該業務量の増加による収入に相当する金額の範囲内において、予定額を超えて支出することができるものとする。

令和7年2月26日 提出

つくば市土地開発公社 理事長 飯野 哲雄

令和7年2月26日 可決

つくば市土地開発公社事業予算に関する説明書

目 次

1	令和7年度つくば市土地開発公社予算実施計画	・・・	3
2	令和6年度つくば市土地開発公社予定損益計算書	・・・	4
3	令和6年度つくば市土地開発公社予定貸借対照表	・・・	5
4	令和6年度つくば市土地開発公社予定キャッシュ・フロー計算書	・・・	6
5	令和7年度つくば市土地開発公社予定損益計算書	・・・	7
6	令和7年度つくば市土地開発公社予定貸借対照表	・・・	8
7	令和7年度つくば市土地開発公社予定キャッシュ・フロー計算書	・・・	9
8	令和7年度つくば市土地開発公社予算明細書	・・・	10

1 令和7年度つくば市土地開発公社予算実施計画

収益的収入及び支出

【収入】

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 事業外収益			9,049	
	1. 受取利息		9,049	
		受 取 利 息	9,049	
収 入 合 計			9,049	

【支出】

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 販売費及び一般管理費			369	
	1. 販売費及び一般管理費		369	
		人 件 費	223	
		経 費	146	
2. 予 備 費			10	
	1. 予備費		10	
		予 備 費	10	
支 出 合 計			379	

2 令和6年度つくば市土地開発公社予定損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

1. 販売費及び一般管理費	<u>196</u>	
(1) 販売費及び一般管理費		<u>196</u>
事業損失		<u>196</u>
2. 事業外収益	<u>14,497</u>	
(1) 受取利息		<u>14,497</u>
経常利益		<u>14,301</u>
3. 特別損失	<u>3,758</u>	
(1) その他の特別損失		<u>3,758</u>
4. 予備費	<u>10</u>	
(1) 予備費		<u>10</u>
前期繰越準備金		<u>4,184,878</u>
当期純利益		<u>10,533</u>
当期繰越準備金		<u>4,195,411</u>

3 令和6年度つくば市土地開発公社予定貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

資産の部		(単位：千円)
1. 流動資産		
(1) 現金及び預金	<u>1,508,409</u>	
流動資産合計		<u>1,508,409</u>
2. 固定資産		
(1) 長期性預金	<u>2,693,016</u>	
固定資産合計		<u>2,693,016</u>
		<u>4,201,425</u>
負債の部		
3. 流動負債		
(1) 預り金	<u>14</u>	
負債合計		<u>14</u>
資本の部		
4. 資本金		
(1) 基本財産	<u>6,000</u>	
		<u>6,000</u>
5. 準備金		
(1) 前期繰越準備金	<u>4,184,878</u>	
(2) 当期純利益	<u>10,533</u>	
準備金合計		<u>4,195,411</u>
資本合計		<u>4,201,411</u>
負債・資本合計		<u>4,201,425</u>

4 令和6年度つくば市土地開発公社予定キャッシュ・フロー計算書

〔 自 令和6年4月 1 日 〕
〔 至 令和7年3月 31 日 〕

(単位：千円)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー		
(1) 人件費支出		△ 75
(2) その他の業務支出		△ 3,875
小計		△ 3,950
(3) 利息の受取額		14,497
事業活動によるキャッシュ・フロー		10,547
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		0
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		0
IV 現金及び現金同等物増加額 (又は減少額)		10,547
V 現金及び現金同等物期首残高		4,190,878
VI 現金及び現金同等物期末残高		4,201,425

5 令和7年度つくば市土地開発公社予定損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

1. 販売費及び一般管理費	<u>369</u>	
(1) 販売費及び一般管理費		<u>369</u>
事業損失		<u>369</u>
2. 事業外収益	<u>9,049</u>	
(1) 受取利息		<u>9,049</u>
経常利益		<u>8,680</u>
3. 予備費	<u>10</u>	
		<u>10</u>
前期繰越準備金		<u>4,195,411</u>
当期純利益		<u>8,670</u>
当期繰越準備金		<u><u>4,204,081</u></u>

6 令和7年度つくば市土地開発公社予定貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

資産の部

(単位：千円)

1. 流動資産		
(1) 現金及び預金	<u>1,517,074</u>	
流動資産合計		<u>1,517,074</u>
2. 固定資産		
(1) 長期性預金	<u>2,693,016</u>	
固定資産合計		<u>2,693,016</u>
資産合計		<u>4,210,090</u>

負債の部

3. 流動負債		
(1) 預り金	<u>9</u>	
負債合計		<u>9</u>

資本の部

4. 資本金		
(1) 基本財産	<u>6,000</u>	
		<u>6,000</u>
5. 準備金		
(1) 前期繰越準備金	<u>4,195,411</u>	
(2) 当期純利益	<u>8,670</u>	
準備金合計		<u>4,204,081</u>
資本合計		<u>4,210,081</u>
負債・資本合計		<u>4,210,090</u>

7 令和7年度つくば市土地開発公社予定キャッシュ・フロー計算書

〔 自 令和7年4月 1 日 〕
〔 至 令和8年3月 31 日 〕

(単位：千円)

I	事業活動によるキャッシュ・フロー	
	(1) 人件費支出	△ 228
	(2) その他の業務支出	△ 156
	小計	△ 384
	(3) 利息の受取額	9,049
	事業活動によるキャッシュ・フロー	8,665
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	0
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	0
IV	現金及び現金同等物増加額 (又は減少額)	8,665
V	現金及び現金同等物期首残高	4,201,425
VI	現金及び現金同等物期末残高	4,210,090

8 令和7年度つくば市土地開発公社予算明細書

【収益の収入】

(単位：千円)

款	項	目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説 明
						区 分	金額	
1.	事業外収益		9,049	1,951	7,098			
	1.	受取利息	9,049	1,951	7,098			
		受 取 利 息	9,049	1,951	7,098	預 金 利 息	9,049	普通預金、定期預金
	収 入 合 計		9,049	1,951	7,098			

【収益の支出】

(単位：千円)

款	項	目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		説 明
						区 分	金額	
1.	販売費及び一般管理費		369	196	173			
	1.	販売費及び一般管理費	369	196	173			
		人 件 費	223	89	134	報 酬	223	非常勤役員報酬
		経 費	146	107	39	旅 費	55	非常勤役員費用弁償、職員旅費
						需 用 費	4	
						役 務 費	15	
						公 租 公 課	72	住民税均等割
2.	予備費		10	10	0			
	1.	予備費	10	10	0			
		予 備 費	10	10	0	予 備 費	10	
	支 出 合 計		379	206	173			

報告第9号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月4日

つくば市長 五十嵐立青

金8,425円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金8,425円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。

報告第10号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月4日

つくば市長 五十嵐立青

金364,289円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金364,289円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。

報告第11号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月4日

つくば市長 五十嵐立青

5 損害賠償額

金19,740円

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金19,740円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。

報告第 12 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 4 日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年5月19日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定について

時間外勤務手当未払分の遅延損害金に係る損害賠償の額を決定する。

1 相手方

- (1) 住所 つくば市
- (2) 氏名

2 事案の概要

職員に対し、未払の時間外勤務手当の遅延損害金を一括して支払うもの

支払完了日：令和7年5月9日

支払内容：令和3年1月勤務分（令和3年2月支給分）から
令和6年3月勤務分（令和6年4月支給分）まで

3 損害賠償額

金3,261円

報告第 13 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 4 日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年5月19日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定について

時間外勤務手当未払分の遅延損害金に係る損害賠償の額を決定する。

1 相手方

(1) 住所 茨城県つくばみらい市

(2) 氏名

2 事案の概要

職員に対し、未払の時間外勤務手当の遅延損害金を一括して支払うもの

支払完了日：令和7年5月9日

支 払 内 容：令和3年1月勤務分（令和3年2月支給分）から

令和6年3月勤務分（令和6年4月支給分）まで

3 損害賠償額

金37,253円

報告第 14 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 4 日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年5月19日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定について

時間外勤務手当未払分の遅延損害金に係る損害賠償の額を決定する。

1 相手方

- (1) 住所 茨城県牛久市
- (2) 氏名

2 事案の概要

職員に対し、未払の時間外勤務手当の遅延損害金を一括して支払うもの

支払完了日：令和7年5月9日

支払内容：令和3年1月勤務分（令和3年2月支給分）から
令和6年3月勤務分（令和6年4月支給分）まで

3 損害賠償額

金75,971円

報告第 15 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 4 日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年5月19日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定について

時間外勤務手当未払分の遅延損害金に係る損害賠償の額を決定する。

1 相手方

- (1) 住所 つくば市
- (2) 氏名

2 事案の概要

職員に対し、未払の時間外勤務手当の遅延損害金を一括して支払うもの

支払完了日：令和7年5月9日

支払内容：令和3年1月勤務分（令和3年2月支給分）から
令和6年3月勤務分（令和6年4月支給分）まで

3 損害賠償額

金96,723円

報告第 16 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 4 日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第9号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年5月16日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定について

時間外勤務手当未払分の遅延損害金に係る損害賠償の額を決定する。

1 相手方

- (1) 住所 東京都渋谷区
- (2) 氏名

2 事案の概要

職員に対し、未払の時間外勤務手当の遅延損害金を一括して支払うもの

支払完了日：令和7年5月9日

支払内容：令和3年1月勤務分（令和3年2月支給分）から
令和6年3月勤務分（令和6年4月支給分）まで

3 損害賠償額

金136,280円

報告第 17 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 4 日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第10号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年5月19日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定について

時間外勤務手当未払分の遅延損害金に係る損害賠償の額を決定する。

1 相手方

(1) 住所 埼玉県さいたま市

(2) 氏名

2 事案の概要

職員に対し、未払の時間外勤務手当の遅延損害金を一括して支払うもの

支払完了日：令和7年5月9日

支払内容：令和3年1月勤務分（令和3年2月支給分）から

令和6年3月勤務分（令和6年4月支給分）まで

3 損害賠償額
金194,069円

報告第 18 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 4 日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第11号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年5月19日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定について

時間外勤務手当未払分の遅延損害金に係る損害賠償の額を決定する。

1 相手方

- (1) 住所 つくば市
- (2) 氏名

2 事案の概要

職員に対し、未払の時間外勤務手当の遅延損害金を一括して支払うもの

支払完了日：令和7年5月9日

支払内容：令和3年1月勤務分（令和3年2月支給分）から
令和6年3月勤務分（令和6年4月支給分）まで

3 損害賠償額

金14,551円

報告第 19 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 4 日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第12号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年5月19日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定について（一部変更）

令和7年2月19日 専決処分第42号にて決定した損害賠償額について、時間外勤務手当該当分「金2,708円」を「金2,146円」に変更する。

変更の理由

時間外勤務手当未払分の遅延損害金として決定した損害賠償額の元本に重複している部分があることが判明したため、損害賠償額を変更するものである。

令和7年度
つくば市補正予算書

目次

議案第2号	令和7年度つくば市一般会計補正予算（第1号）	1ページ
附 表	給与費明細書	23ページ

議案第2号

令和7年度つくば市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度つくば市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ157,244千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,167,756千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加及び変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

令和7年6月4日

つくば市長 五十嵐立青

（提案理由）

衛生費及び民生費等を補正するため、提出するものである。

令和 7 年 度

つくば市一般会計補正予算（第 1 号）

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		24,988,895	△546,933	24,441,962
	2. 国庫補助金	7,617,492	△546,933	7,070,559
16. 県支出金		8,988,936	2,913	8,991,849
	2. 県補助金	2,260,963	701	2,261,664
	3. 委託金	882,347	2,212	884,559
19. 繰入金		5,482,712	102,176	5,584,888
	1. 基金繰入金	5,390,330	102,176	5,492,506
22. 市債		12,627,431	284,600	12,912,031
	1. 市債	12,627,431	284,600	12,912,031
歳 入 合 計		127,325,000	△157,244	127,167,756

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		10,308,649	△186,480	10,122,169
	1. 総務管理費	7,685,284	△188,692	7,496,592
	4. 選挙費	289,839	2,212	292,051
3. 民生費		55,032,978	82,783	55,115,761
	1. 社会福祉費	23,185,029	12,280	23,197,309
	2. 児童福祉費	29,128,996	68,039	29,197,035
	3. 生活保護費	2,714,466	2,464	2,716,930
4. 衛生費		10,045,411	106,087	10,151,498
	1. 保健衛生費	6,077,733	106,087	6,183,820
5. 労働費		72,345	4,037	76,382
	1. 労働諸費	72,345	4,037	76,382
6. 農林水産業費		1,854,241	400	1,854,641
	1. 農業費	1,758,892	400	1,759,292
8. 土木費		14,247,495	△182,350	14,065,145
	4. 都市計画費	9,289,983	△182,350	9,107,633
10. 教育費		21,220,357	10,051	21,230,408
	1. 教育総務費	2,831,327	0	2,831,327
	2. 小学校費	8,971,907	4,488	8,976,395
	3. 中学校費	1,973,541	0	1,973,541
	6. 保健体育費	4,732,517	5,563	4,738,080
13. 諸支出金		689,709	8,228	697,937
	2. 基金費	689,708	8,228	697,936
歳 出 合 計		127,325,000	△157,244	127,167,756

第 2 表 継 続 費 補 正

(追 加)

(単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3. 民生費	2. 児童福祉費	アフタースクール総合支 援業務委託	14,038	令和 7年度	5,484
				令和 8年度	8,554

(変 更)

(単位:千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2. 総務費	1. 総務管 理費	庁内ネットワーク基 盤整備委託	1,658,317	令和 6年度	0	1,109,229	令和 6年度	0
				令和 7年度	829,149		令和 7年度	638,814
				令和 8年度	829,168		令和 8年度	470,415
3. 民生費	1. 社会福 祉費	児童発達支援センタ ー整備事業	739,118	令和 7年度	221,736	772,118	令和 7年度	231,636
				令和 8年度	517,382		令和 8年度	540,482
10. 教育費	6. 保健体 育費	(仮称)つくば市陸 上競技場建設工事設 計委託	112,124	令和 6年度	41,669	117,041	令和 6年度	41,669
				令和 7年度	70,455		令和 7年度	75,372

第 3 表 繰 越 明 許 費

(単位:千円)

款	項	事 業 名	金 額
10. 教育費	2. 小学校費	谷田部南小学校給水設備修繕事業	97,261
合 計			97,261

第 4 表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位:千円)

款	項	事 項	期 間	限 度 額
3. 民生費	1. 社会福祉費	令和 7 年度つくば市地域包括支援センター業務委託	自 令和 7 年度 至 令和10年度	696,700
	2. 児童福祉費	令和 7 年度アフタースクール運営業務委託	自 令和 7 年度 至 令和12年度	550,244
8. 土木費	1. 土木管理費	令和 7 年度道路台帳窓口閲覧システム賃借	自 令和 7 年度 至 令和12年度	8,316
	4. 都市計画費	令和 7 年度つくばセンター広場指定管理委託	自 令和 7 年度 至 令和12年度	63,900
10. 教育費	2. 小学校費	令和 7 年度要小学校フリースクール校舎賃貸借	自 令和 7 年度 至 令和11年度	72,615

第 5 表 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
(仮称) つくば市陸上競技場整備事業債	52,800	普通貸借 又は 証券発行	年利5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えをすることができる。	56,500	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
児童発達支援センター整備事業債	99,700				156,900			
街路改良事業債(都市構造再編集中支援事業)	114,700				18,900			
教育相談センター整備事業債	17,600				29,300			
小学校改修事業債	1,512,400				1,748,800			
中学校改修事業債	413,900				485,300			
計	2,211,100				2,495,700			

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	24,988,895	△546,933	24,441,962
16. 県支出金	8,988,936	2,913	8,991,849
19. 繰入金	5,482,712	102,176	5,584,888
22. 市債	12,627,431	284,600	12,912,031
歳 入 合 計	127,325,000	△157,244	127,167,756

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 総務費	10,308,649	△186,480	10,122,169
3. 民生費	55,032,978	82,783	55,115,761
4. 衛生費	10,045,411	106,087	10,151,498
5. 労働費	72,345	4,037	76,382
6. 農林水産業費	1,854,241	400	1,854,641
8. 土木費	14,247,495	△182,350	14,065,145
10. 教育費	21,220,357	10,051	21,230,408
13. 諸支出金	689,709	8,228	697,937
歳 出 合 計	127,325,000	△157,244	127,167,756

款	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	2,212		929	△189,621
3. 民生費	△69,268	57,200	23,200	71,651
4. 衛生費	4,965			101,122
5. 労働費				4,037
6. 農林水産業費	400			
8. 土木費	△86,300	△95,800		△250
10. 教育費	△396,029	323,200	78,047	4,833
13. 諸支出金				8,228
合 計	△544,020	284,600	102,176	

2. 歳入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	区分	金額	節		説明
			区分	金額	
2. 民生費国庫補助金	補正前の額	1,950,556	1. 社会福祉費補助金	1,232	生活困窮者就労準備支援等事業費補助金 1,232
	補正額	1,232			
	計	1,951,788			
3. 衛生費国庫補助金	補正前の額	1,861,407	1. 保健衛生費補助金	4,965	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 4,965
	補正額	4,965			
	計	1,866,372			
5. 土木費国庫補助金	補正前の額	1,490,681	2. 都市計画費補助金	△176,300	都市構造再編集中支援事業補助金 △176,300
	補正額	△176,300			
	計	1,314,381			
6. 教育費国庫補助金	補正前の額	1,277,878	1. 小学校費補助金	△301,623	学校施設環境改善交付金 △301,623
	補正額	△376,830			
	計	901,048	2. 中学校費補助金	△75,207	学校施設環境改善交付金 △75,207
合計	補正前の額	7,617,492			
	補正額	△546,933			
	計	7,070,559			

(款) 16. 県支出金

(項) 2. 県補助金

(単位：千円)

4. 農林水産業費県補助金	補正前の額	346,492	1. 農業費補助金	400	みどりの食料システム戦略推進交付金 400
	補正額	400			
	計	346,892			
7. 教育費県補助金	補正前の額	20,452	4. 保健体育費補助金	301	小学校口腔衛生推進事業費補助金 301
	補正額	301			
	計	20,753			
合計	補正前の額	2,260,963			
	補正額	701			
	計	2,261,664			

(款) 16. 県支出金

(項) 3. 委託金

(単位：千円)

1. 総務費委託金	補正前の額	857,330	4. 選挙費委託金	2,212	茨城県知事選挙委託金 1,103 参議院議員通常選挙委託金 1,109
	補正額	2,212			
	計	859,542			
合計	補正前の額	882,347			
	補正額	2,212			
	計	884,559			

(款) 19. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

(単位：千円)

1. 基金繰入金	補正前の額	5,390,330	1. 基金繰入金	102,176	公共施設整備基金繰入金 32,217 学校教育施設整備基金繰入金 69,030 地方創生応援基金繰入金 929
	補正額	102,176			
	計	5,492,506			
合計	補正前の額	5,390,330			
	補正額	102,176			
	計	5,492,506			

(款) 22. 市債

(項) 1. 市債

(単位：千円)

2. 民生債	補正前の額	1,691,800	1. 社会福祉事業債	57,200	児童発達支援センター整備事業債 57,200
	補正額	57,200			
	計	1,749,000			
6. 土木債	補正前の額	4,336,831	2. 都市計画事業債	△95,800	街路改良事業債（都市構造再編集中支援事業） △95,800
	補正額	△95,800			

(款) 22. 市債

(項) 1. 市債

(単位：千円)

目	区 分	金 額	節		説 明
			区 分	金 額	
6. 土木債	計	4,241,031			
8. 教育債	補正前の額	5,133,400	1. 学校建設事業債	307,800	小学校改修事業債 236,400
	補正額	323,200			中学校改修事業債 71,400
	計	5,456,600	2. 保健体育事業債	3,700	(仮称)つくば市陸上競技場整備事業債 3,700
					3. 社会教育事業債
合 計	補正前の額	12,627,431			
	補正額	284,600			
	計	12,912,031			

3. 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	区 分	金 額	節		説 明
			区 分	金 額	
8. 企画費	補正前の額	1,058,250	7. 報償費	569	17. 科学の街つくば推進に要する経費【 科学技術戦略課】 イベント協力謝礼 569 消耗品費 360 印刷製本費 303 18. 負担金補助 及び交付金 1,000 筑波会議負担金 1,000 合 計 2,232
	補 正 額	2,232	10. 需用費	663	
	計	1,060,482	消耗品費	360	
	補正額の 財源内訳		印刷製本費	303	
	国県支出金	0	18. 負担金補助 及び交付金	1,000	
	地方債	0	負担金	1,000	
その他	929				
	一般財源	1,303			
9. 事務管理 費	補正前の額	1,141,785	12. 委託料	△190,335	11. 電子情報システムの管理に要する経 費【情報システム課】 次期庁内ネットワーク基盤整備委 託料 △190,335 ソフトウェアライセンス使用料 △589 合 計 △190,924
	補 正 額	△190,924	13. 使用料及び 賃借料	△589	
	計	950,861			
	補正額の 財源内訳				
	国県支出金	0			
	地方債	0			
その他	0				
	一般財源	△190,924			
合 計	補正前の額	7,685,284			
	補 正 額	△188,692			
	計	7,496,592			
	補正額の 財源内訳				
	国県支出金	0			
	地方債	0			
その他	929				
	一般財源	△189,621			

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

(単位：千円)

3. 参議院議 員通常選 挙費	補正前の額	120,175	1. 報酬	1,109	11. 参議院議員選挙に要する経費【選挙 管理委員会事務局】 開票管理者報酬 2 投票管理者報酬 394 投票立会人報酬 689 開票立会人報酬 24 合 計 1,109
	補 正 額	1,109			
	計	121,284			
	補正額の 財源内訳				
	国県支出金	1,109			
	地方債	0			
その他	0				
	一般財源	0			
4. 茨城県知 事等選挙 費	補正前の額	122,792	1. 報酬	1,103	11. 茨城県知事等選挙に要する経費【選 挙管理委員会事務局】 開票管理者報酬 2 投票管理者報酬 394 投票立会人報酬 689 開票立会人報酬 18 合 計 1,103
	補 正 額	1,103			
	計	123,895			
	補正額の 財源内訳				
	国県支出金	1,103			
	地方債	0			
その他	0				
	一般財源	0			
合 計	補正前の額	289,839			
	補 正 額	2,212			

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

(単位: 千円)

目	区 分	金 額	節		説 明
			区 分	金 額	
	計	292,051			
	補正額の 財源内訳				
	国県支出金	2,212			
	地方債	0			
	その他	0			
	一般財源	0			

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(単位: 千円)

3. 障害者福祉費	補正前の額	7,900,535	14. 工事請負費	9,900	21. 児童発達支援センターに要する経費 【障害福祉課】 維持改修工事 9,900 児童発達支援センター整備工事 合 計 9,900
	補 正 額	9,900			
	計	7,910,435			
	補正額の 財源内訳				
	国県支出金	△70,500			
	地方債	57,200			
	その他	23,200			
	一般財源	0			
16. 市民ホール費	補正前の額	493,610	12. 委託料	2,380	11. 市民ホール管理に要する経費【地域 支援課】 工事設計委託料 2,380 合 計 2,380
	補 正 額	2,380			
	計	495,990			
	補正額の 財源内訳				
	国県支出金	0			
	地方債	0			
	その他	0			
	一般財源	2,380			
合 計	補正前の額	23,185,029			
	補 正 額	12,280			
	計	23,197,309			
	補正額の 財源内訳				
	国県支出金	△70,500			
	地方債	57,200			
	その他	23,200			
	一般財源	2,380			

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

(単位: 千円)

4. 保育所費	補正前の額	16,587,176	14. 工事請負費	53,510	13. 保育所管理に要する経費【こども育 成課】 修繕工事 53,510 保育所修繕工事 合 計 53,510
	補 正 額	53,510			
	計	16,640,686			
	補正額の 財源内訳				
	国県支出金	0			
	地方債	0			
	その他	0			
	一般財源	53,510			
5. 児童館費	補正前の額	2,748,788	1. 報酬	32	12. 放課後児童対策に要する経費【こど も育成課】
	補 正 額	14,529	8. 旅費	8	

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

(単位: 千円)

目	区 分	金 額	節		説 明	
			区 分	金 額		
5. 児童館費	計	2,763,317	10. 需用費	913	プロポーザル選定委員報酬 32	
	補正額の 財源内訳 国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 14,529	燃料費	913	費用弁償 8	
			12. 委託料	8,209	燃料費 913	
			13. 使用料及び 賃借料	5,367	アフタースクール運営業務委託料 2,725	
					アフタースクール総合支援業務委 託料 5,484	
					機械賃借料 5,367	
		合 計	14,529			
合 計	補正前の額	29,128,996				
	補 正 額	68,039				
	計	29,197,035				
	補正額の 財源内訳 国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 68,039				

(款) 3. 民生費

(項) 3. 生活保護費

(単位: 千円)

1. 生活保護 総務費	補正前の額	2,714,466	12. 委託料	2,464	11. 生活保護に要する経費【社会福祉課 】 生活保護システム改修委託料 2,464 合 計 2,464	
	補 正 額	2,464				
	計	2,716,930				
	補正額の 財源内訳 国県支出金 地方債 その他 一般財源	1,232 0 0 1,232				
合 計	補正前の額	2,714,466				
	補 正 額	2,464				
	計	2,716,930				
	補正額の 財源内訳 国県支出金 地方債 その他 一般財源	1,232 0 0 1,232				

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

(単位: 千円)

2. 予防費	補正前の額	1,400,004	12. 委託料	93,140	11. 予防接種に要する経費【健康増進課 】 子宮頸がんワクチン接種委託料 93,140 合 計 93,140	
	補 正 額	93,140				
	計	1,493,144				
	補正額の 財源内訳 国県支出金 地方債 その他 一般財源	0 0 0 93,140				

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

(単位: 千円)

目	区 分	金 額	節		説 明
			区 分	金 額	
7. 環境衛生費	補正前の額	2,358,685	12. 委託料	6,177	24. 脱炭素先行地域づくり事業に要する経費【環境政策課】 脱炭素先行地域づくり事業公共施設省エネ改修設計委託料 677 脱炭素先行地域計画実現実証実験業務委託料 5,500 修繕工事 6,770 脱炭素先行地域づくり事業公共施設省エネ改修工事 合 計 12,947
	補 正 額	12,947	14. 工事請負費	6,770	
	計	2,371,632			
	補正額の財源内訳				
	国県支出金	4,965			
	地方債	0			
その他	0				
一般財源	7,982				
合 計	補正前の額	6,077,733			
	補 正 額	106,087			
	計	6,183,820			
	補正額の財源内訳				
	国県支出金	4,965			
	地方債	0			
その他	0				
一般財源	101,122				

(款) 5. 労働費

(項) 1. 労働諸費

(単位: 千円)

1. 働く婦人の家管理費	補正前の額	39,709	14. 工事請負費	4,037	11. 働く婦人の家施設管理運営に要する経費【働く婦人の家】 修繕工事 4,037 軽運動室窓パネル改修工事 空調設備改修工事 合 計 4,037
	補 正 額	4,037			
	計	43,746			
	補正額の財源内訳				
	国県支出金	0			
	地方債	0			
その他	0				
一般財源	4,037				
合 計	補正前の額	72,345			
	補 正 額	4,037			
	計	76,382			
	補正額の財源内訳				
	国県支出金	0			
	地方債	0			
その他	0				
一般財源	4,037				

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

(単位: 千円)

9. 水田農業構造改革対策事業費	補正前の額	252,101	18. 負担金補助及び交付金	400	12. 環境にやさしい農業推進に要する経費【農業政策課】 みどりの食料システム戦略推進補助金 400 合 計 400
	補 正 額	400			
	計	252,501			
	補助金	400			
	補正額の財源内訳				
	国県支出金	400			
地方債	0				
その他	0				

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

(単位: 千円)

目	区 分	金 額	節		説 明
			区 分	金 額	
9. 水田農業 構造改革 対策事業 費	一般財源	0			
合 計	補正前の額	1,758,892			
	補 正 額	400			
	計	1,759,292			
	補正額の 財源内訳				
	国県支出金	400			
	地方債	0			
その他	0				
一般財源	0				

(款) 8. 土木費

(項) 4. 都市計画費

(単位: 千円)

2. 街路事業 費	補正前の額	609,931	14. 工事請負費	△182,350	11. 街路整備に要する経費【道路整備課 】
計	427,581			街路灯設置工事	
補正額の 財源内訳				歩行者通行帯整備工事	
国県支出金	△86,300			合 計 △182,350	
地方債	△95,800				
その他	0				
一般財源	△250				
合 計	補正前の額	9,289,983			
	補 正 額	△182,350			
	計	9,107,633			
	補正額の 財源内訳				
	国県支出金	△86,300			
	地方債	△95,800			
その他	0				
一般財源	△250				

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

(単位: 千円)

2. 事務局費	補正前の額	2,804,972			財源更正
計	2,804,972				
補正額の 財源内訳					
国県支出金	△19,500				
地方債	11,700				
その他	7,800				
一般財源	0				
合 計	補正前の額	2,831,327			
	補 正 額	0			
	計	2,831,327			
	補正額の 財源内訳				

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

(単位: 千円)

目	区 分	金 額	節		説 明
			区 分	金 額	
	国県支出金	△19,500			
	地方債	11,700			
	その他	7,800			
	一般財源	0			

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

(単位: 千円)

1. 学校管理費	補正前の額	3,569,034	12. 委託料	4,488	11. 施設整備に要する経費【教育施設課】 各種工事設計委託料 4,488 合 計 4,488
	補 正 額	4,488			
	計	3,573,522			
	補正額の財源内訳				
	国県支出金	△301,623			
	地方債	236,400			
	その他	65,223			
	一般財源	4,488			
合 計	補正前の額	8,971,907			
	補 正 額	4,488			
	計	8,976,395			
	補正額の財源内訳				
	国県支出金	△301,623			
	地方債	236,400			
	その他	65,223			
	一般財源	4,488			

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

(単位: 千円)

1. 学校管理費	補正前の額	1,461,281			財源更正
	補 正 額	0			
	計	1,461,281			
	補正額の財源内訳				
	国県支出金	△75,207			
	地方債	71,400			
	その他	3,807			
	一般財源	0			
合 計	補正前の額	1,973,541			
	補 正 額	0			
	計	1,973,541			
	補正額の財源内訳				
	国県支出金	△75,207			
	地方債	71,400			
	その他	3,807			
	一般財源	0			

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

(単位: 千円)

1. 保健体育総務費	補正前の額	288,606	1. 報酬	590	13. 学校保健に要する経費【健康教育課】 学校サポーター報酬 590
	補 正 額	646	8. 旅費	56	
	計	289,252			

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

(単位: 千円)

目	区 分	金 額	節		説 明
			区 分	金 額	
1. 保健体育 総務費	補正額の 財源内訳				費用弁償 56
	国県支出金	301			合 計 646
	地方債	0			
	その他 一般財源	0 345			
2. 体育施設 費	補正前の額	1,110,808	12. 委託料	4,917	13. (仮称) つくば市陸上競技場整備に 要する経費【スポーツ施設課】 (仮称) つくば市陸上競技場建設 工事設計委託料 4,917 合 計 4,917
	補 正 額	4,917			
	計	1,115,725			
	補正額の 財源内訳				
	国県支出金	0			
	地方債	3,700			
	その他	1,217			
	一般財源	0			
合 計	補正前の額	4,732,517			
	補 正 額	5,563			
	計	4,738,080			
	補正額の 財源内訳				
	国県支出金	301			
	地方債	3,700			
	その他	1,217			
	一般財源	345			

(款) 13. 諸支出金

(項) 2. 基金費

(単位: 千円)

1. 財政調整 基金費	補正前の額	9,218	24. 積立金	8,228	11. 財政調整基金積立金【財政課】 財政調整基金積立金 8,228 合 計 8,228
	補 正 額	8,228			
	計	17,446			
	補正額の 財源内訳				
	国県支出金	0			
	地方債	0			
	その他	0			
	一般財源	8,228			
合 計	補正前の額	689,708			
	補 正 額	8,228			
	計	697,936			
	補正額の 財源内訳				
	国県支出金	0			
	地方債	0			
	その他	0			
	一般財源	8,228			

附 表
給 与 費 明 細 書

一 般 会 計 給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手 当 (千円)	その他 の 手 当 (千円)	計 (千円)				
補 正 後	長 等	4		37,572	12,423 (3.45)			5,073	55,068	7,688	62,756	
	議 員	28	198,096		65,496 (3.45)				263,592	52,787	316,379	
	その他の 特別職	4,658	388,220						388,220		388,220	
	計	4,690	586,316	37,572	77,919 (3.45)			5,073	706,880	60,475	767,355	
補 正 前	長 等	4		37,572	12,423 (3.45)			5,073	55,068	7,688	62,756	
	議 員	28	198,096		65,496 (3.45)				263,592	52,787	316,379	
	その他の 特別職	4,654	385,976						385,976		385,976	
	計	4,686	584,072	37,572	77,919 (3.45)			5,073	704,636	60,475	765,111	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の 特別職	4	2,244						2,244		2,244	
	計	4	2,244						2,244		2,244	

2 一般職

(1) 総括

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	費 用 弁 償
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	1,987(1,904)	3,008,378	241,348	1,060,606	4,310,332	453,551	4,763,883	140,324
補 正 前	1,986(1,903)	3,007,788	241,348	1,060,606	4,309,742	453,551	4,763,293	140,380
比 較	1(1)	590			590		590	56

※ 職員数欄の()内は、短時間勤務職員数

※ 費用弁償は、短時間勤務職員の通勤に係るもの

(単位:千円)

職員手当の内訳	区 分	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当
	補正後	7,676		5,219	535,024	445,453
	補正前	7,676		5,219	535,024	445,453
	比 較					
	区 分	退職手当負担金	休日勤務手当	夜間勤務手当	地域手当	
	補正後	28,613			38,621	
	補正前	28,613			38,621	
	比 較					

イ 会計年度任用職員

区分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
報酬	590	フッ化物洗口液虫歯 予防事業に伴う増減分	フッ化物洗口液虫歯 予防事業に伴う増減	
		590	590	

議案第3号

つくば市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年6月4日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

つくば市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年つくば市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」を「養育する」に改め、「者（以下）」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、「介護」と、第1項中「を「介護する」と、」に改め、「」における」と」の次に「、第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と」を加える。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第17条の3第1項において「配偶者等」

という。) 」を加える。

第17条の次に次の3条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、つくば市職員の育児休業等に関する条例(平成4年つくば市条例第13号)第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) つくば市職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)

第17条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の次に3条を加える改正規定（第17条の2に係る部分に限る。）は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 任命権者は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日前においても、この条例による改正後のつくば市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合

において、その講じられた措置は、同日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正等に伴い、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や仕事と育児・介護の両立支援制度に関する周知の強化等を行うため、この条例案を提出するものである。

つくば市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年つくば市条例第3号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第8条の2（略）</p> <p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の3（略）</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3（略）</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を<u>養育する</u></p> <p>_____」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項から第3項までにおいて「<u>要介護者</u>」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を<u>介護する</u>」と、_____「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、<u>第2項及び前項中「小</u></p>	<p>第1条—第8条の2（略）</p> <p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の3（略）</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない</u>_____子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3（略）</p> <p>4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を<u>養育</u>」とあり、第2項中「<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を<u>養育</u>」とあり、及び前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を<u>養育</u>」とあるのは、「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下_____「<u>要介護者</u>」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を<u>介護</u>」と、<u>第1項中「深夜における</u>」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と_____</p>

学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

第9条—第14条 (略)

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者 （第17条の3第1項において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

第15条の2—第17条 (略)

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は、つくば市職員の育児休業等に関する条例（平成4年つくば市条例第13号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

_____、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

第9条—第14条 (略)

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者 _____）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

第15条の2—第17条 (略)

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) つくば市職員の育児休業等に関する条例第21条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第17条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、

前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第18条 (以下略)

議案第3号

つくば市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市総務部人事課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の施行に伴い、男女ともに仕事と育児・介護を両立できる職場環境を整備するため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充（育児のための所定外労働制限の対象拡大）や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等を行うもの

○ 他自治体の状況等

各自治体において条例改正など所要の措置を講じている。

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第16条の8（令和7年4月1日改正）、第21条（令和7年10月1日改正予定）（令和6年5月31日改正法公布）

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

- ・ 育児のための所定外労働の制限の対象拡大
子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合において、任命権者等が所定労働時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲を、「3歳に満たない子を養育する職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員」へと拡大することで、育児期の柔軟な働き方を実現する。
- ・ 育児・介護両立支援制度の利用に関する意向確認等
妊娠、出産等についての申出をした職員や配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対して、制度利用に関する意向確認等を行うことを任命権者に義務付けることで、育児・介護両立支援制度の申出が円滑に行われるようにする。

議案第4号

つくば市税条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年6月4日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市税条例の一部を改正する条例

つくば市税条例（昭和62年つくば市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第20条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第27条第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、同条第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の2第1項第3号及び第28条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第28条の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第28条の3第1項中「者に限る。）」を「ものに限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」に改め、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第19条を次のように改める。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第19条 令和8年4月1日以後に第98条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第98条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第99条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第100条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第98条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式た

ばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第99条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第99条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第20条、第27条第1項ただし書、第28条の2第1項第3号及び第28条の3第1項の改正規定並びに次条の規定 令和8年1月1日

(2) 附則第19条の改正規定及び附則第3条の規定 令和8年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後のつくば市税条例（以下「新条例」という。）第20条及び第27条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第27条第1項の

規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の2第1項第3号及び第28条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第28条の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第27条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第28条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前のつくば市税条例（以下「旧条例」という。）第27条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第28条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第28条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第28条の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第28条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第19条第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、つくば市税条例第98条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第100条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第19条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものと

する。

(1) つくば市税条例第100条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第19条第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第19条の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

（提案理由）

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例案を提出するものである。

つくば市税条例（昭和62年つくば市条例第26号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第19条（略） （所得控除）</p> <p>第20条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>第21条—第26条（略） （市民税の申告）</p> <p>第27条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一に</p>	<p>第1条—第19条（略） （所得控除）</p> <p>第20条 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は<u>扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>第21条—第26条（略） （市民税の申告）</p> <p>第27条 第13条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一に</p>

する配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）同条第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第28条の2第1項第3号及び第28条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第14条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2—9 （略）

第28条 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) （略）

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) （略）

2—6 （略）

する配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額

の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第14条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2—9 （略）

第28条 （略）

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) （略）

(3) 扶養親族 の氏名

(4) （略）

2—6 （略）

第19条 令和8年4月1日以後に第98条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第98条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第99条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第100条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第98条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本

第19条 削除

数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第99条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第99条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

第20条（以下略）

第20条（以下略）

議案第4号

つくば市税条例の一部を改正する条例についての 説明資料

つくば市財務部納税課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

令和7年度税制改正に関連し、「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が令和7年3月31日に公布された。同法中令和8年1月1日以後に施行される改正内容について、市税条例においても同様の改正を行う必要があるため、条例の一部改正を行うものである。

主な改正内容は以下のとおりである。

1 特定親族特別控除の創設

現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整は税制が一因となっているとの指摘があることから、所得割の納税義務者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の者のうち、特定扶養控除の対象とならない前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の者を有する所得割の納税義務者について、前年の総所得金額等から最高45万円を控除する「特定親族特別控除」を創設する。控除額は「段階」を設け、所得金額に応じて逡減する仕組みとする。

2 加熱式たばこの課税方式の見直し

加熱式たばこは、紙巻きたばこに比べて税負担水準が低く、課税の公平性を欠いている状況を踏まえ、加熱式たばこについて、価格要素を廃止し、重量要素のみに応じて紙巻きたばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下の加熱式たばこは紙巻きたばこ1本として課税する。

○ 他自治体の状況等

他自治体においても同様の改正を予定している。

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

・地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）第1条（令和7年3月31日公布、令和7年4月1日施行）

・地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2、317条の2、317条の3の2、317条の3の3（令和8年1月1日施行）、地方税法附則第30条の3（令和8年4月1日施行）

○ 条例の施行により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む)

市税の適正な課税を行うことができる。

国は、特定親族特別控除の創設による地方税の減収額を 50 億円程度と見込んでおり、これをつくば市の税収規模を基準に換算すると年間約 700 万円の減収を見込む。影響を受ける人数については、新たに設けられる制度のため、令和 7 年分の申告により把握することが可能となり、現時点では不明である。

一方、市たばこ税は増収を見込む。加熱式たばこの税負担割合は、銘柄によるが紙巻きたばこの 7～9 割程度であり、加熱式たばこの負担割合が紙巻きたばこと同程度になると仮定すると年間約 6,600 万円の増収となる。ただし、増税分の価格転嫁や喫煙者数の変化等、不確定要素が多分にあることから、増収額の振れ幅は大きいものと思われる。

議案第5号

つくば市立学校設置条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年6月4日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市立学校設置条例の一部を改正する条例

つくば市立学校設置条例（昭和63年つくば市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

つくば市立さくら小学校	つくば市春風台16番地1
-------------	--------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

令和8年4月に新設校を開校することに伴い、名称及び位置を定めるため、この条例案を提出するものである。

つくば市立学校設置条例（昭和63年つくば市条例第53号）新旧対照表

改正後		改正前	
本則・附則（略） 別表第1（第2条関係）		本則・附則（略） 別表第1（第2条関係）	
小学校の名称	位置	小学校の名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
つくば市立みどりの南小学校	つくば市みどりの南106番地3	つくば市立みどりの南小学校	つくば市みどりの南106番地3
<u>つくば市立さくら小学校</u>	<u>つくば市春風台16番地1</u>		
別表第2（以下略）		別表第2（以下略）	

議案第5号

つくば市学校設置条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市教育局学務課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

TX 沿線開発地域である中根・金田台地区の児童数の増加に対応するため、令和8年4月に新設校を開校することに伴い、名称及び位置を定めるものである。

新設校の名称については、児童・保護者・地域住民からの公募及びアンケートを行い、開校準備委員会によって選定されたものである。

なお、新設校開校に係る学区の設定については、令和3年度に学区審議会を開催し答申を受けており、令和4年度から保護者説明会、住民説明会等を複数回実施している。

○ 他自治体の状況等

令和7年4月に美浦村で美浦村立美浦小学校を新設（美浦村立木原小学校、美浦村立安中小学校、美浦村立大谷小学校を統合）

○ 上位計画又は関連計画等

つくば市学校等適正配置計画・指針

○ 根拠法令及び関係法令等

- ・学校教育法（昭和22年法律第26号）第3条
- ・地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

児童数が増加している中根・金田台地区に係る栗原小学校、九重小学校、栄小学校の学区を分割することで、ゆとりをもって学校生活を送ることができるようになる。

議案第6号

つくば市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年6月4日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例

つくば市立幼稚園授業料等徴収条例（平成3年つくば市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中「1日につき1,000円」を「預かり保育料として、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日（以下「長期休業日」と総称する。）

に利用する場合 1日につき1,000円

(2) 長期休業日以外の日に利用する場合 1日につき300円。ただし、長期休業日

以外の日の1月の利用日数が10日を超えるときは、1月当たり3,000円とする。

第4条を次のように改める。

（預かり保育料の納付期限）

第4条 預かり保育料は、利用した月の合計額を翌月の15日（その日が金融機関の休業日であるときは、その日の直後の金融機関の営業日）までに納付しなければならない。

第5条及び第6条を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定、同条に各号を加える改正規定及び第4条の改正規定は、令和7年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前の預かり保育に係る預かり保育料については、なお従前の例による。

(提案理由)

つくば市立幼稚園における預かり保育について、平日の教育時間終了後の預かり保育の本格導入に向けて、令和7年9月から試行的に開始することに伴い、保育料に関する事項について変更するため、この条例案を提出するものである。

つくば市立幼稚園授業料等徴収条例（平成3年つくば市条例第27号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条・第2条（略） （預かり保育料）</p> <p>第3条 預かり保育を利用する園児の保護者は、<u>預かり保育料として、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を市に納付しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日（以下「長期休業日」と総称する。）に利用する場合 1日につき1,000円</u></p> <p><u>(2) 長期休業日以外の日に利用する場合 1日につき300円。ただし、長期休業日以外の日の1月の利用日数が10日を超えるときは、1月当たり3,000円とする。</u></p> <p><u>（預かり保育料の納付期限）</u></p> <p>第4条 <u>預かり保育料は、利用した月の合計額を翌月の15日（その日が金融機関の休業日であるときは、その日の直後の金融機関の営業日）までに納付しなければならない。</u></p> <p>附則（略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （預かり保育料）</p> <p>第3条 預かり保育を利用する園児の保護者は、<u>1日につき1,000円</u> <u>を市に納付しなければならない。</u></p> <p><u>（預かり保育料の徴収）</u></p> <p>第4条 <u>預かり保育料は、利用当日に徴収する。</u></p> <p><u>（預かり保育料の減額）</u></p> <p>第5条 <u>教育委員会は、預かり保育を利用する園児が法第30条の4第2号又は第3号に該当する場合は、教育委員会規則の定めるところにより、預かり保育料を減額することができる。</u></p> <p><u>（委任）</u></p> <p>第6条 <u>この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</u></p> <p>附則（略）</p>

議案第6号

つくば市立幼稚園授業料等徴収条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市教育局学務課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

つくば市立幼稚園における預かり保育について、平日の教育時間終了後の預かり保育の本格導入に向けて、令和7年9月から試行的に開始することに伴い、保育料に関する事項について変更する。また、保育料の減額については、子ども・子育て支援法に規定されており本条例に規定する必要がないため、削除する。

○ 他自治体の状況等

水戸市やひたちなか市、常総市等で平日の預かり保育を既に実施している。

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

つくば市立幼稚園の教育時間終了後も預かり保育を実施することで、保護者の子育て支援や幼児の心身の健やかな発達に寄与することができるとともに、公立幼稚園の利便性が向上する。

議案第7号

つくば市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を
改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年6月4日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を
改正する条例

つくば市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成25年つくば市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の土木工学科」を「又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経

験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「)又は」を「)若しくは」に改め、「高等専門学校」の次に「又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。))」を、「修了した後」の次に「。次号並びに次条第1号及び第2号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」を加え、同条第8号中「水道に」を「水道等に」に改め、「もの」の次に「(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」を加え、同号を同条第10号とし、同条第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上の期間水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「及び学科目」を削り、「学科目を修めたものについては1年」を「課程を修めた者にあつては2年」に、「学科目を修めたものについては2年以上水道」を「課程を修めた者にあつては3年以上水道等」に改め、「有するもの」の次に「(第1号に規定する課程を修めたものにあつては1年以上、第2号に規定する課程を修めたものにあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。))」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「高等学校又は」を「高等学校若しくは」に改め、「中等教育学校」の次に「又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。))」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。))」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修め

て卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

第3条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

第3条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「、土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に改め、「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を削り、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「専門職大学前期課程」を「専門職

大学前期課程」に、「の卒業生」を「を卒業した者」に、「の修了者」を「を修了した者」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「において、」の次に「第1号若しくは」を加え、「学科目」を「課程」に、「卒業生」を「卒業した者」に改め、同条に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について見直す必要があるため、この条例案を提出するものである。

つくば市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成25年つくば市条例第19号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条・第2条（略） （布設工事監督者の資格）</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程_____を修めて卒業した後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）であること。</p> <p>(2) 学校教育法による大学_____又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程_____を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）であること。</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後、<u>次号並びに次条第1号及び第2号において同じ。</u>）、<u>5年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（<u>2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。</u>）であること。</p> <p>(4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修め</u></p>	<p>第1条・第2条（略） （布設工事監督者の資格）</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科_____又はこれに相当する課程<u>において衛生工学又は水道工学に関する学科目</u>を修めて卒業した後、<u>2年以上水道</u>_____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____であること。</p> <p>(2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれ_____に相当する課程<u>において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した後、<u>3年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____であること。</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は<u>高等専門学校</u>_____において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後_____）、<u>5年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____であること。</p>

て卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

(8) 第1号又は第2号に規定する課程_____を修めて卒業した者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する課程を修めた者にあつては2年_____以上、第2号に規定する課程を修めた者にあつては3年以上水道等_____に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号に規定する課程を修めたものにあつては1年以上、第2号に規定する課程を修めたものにあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）であること。

(9) 外国の学校において、第1号から第6号まで_____に規定する課程に相当する課程_____を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それ

(4) 学校教育法による高等学校又は_____中等教育学校_____
_____において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道_____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____であること。

(5) 10年以上水道_____の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____
_____であること。

(6) 第1号又は第2号に規定する課程及び学科目を修めて卒業した者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学科目を修めたものについては1年以上、第2号に規定する学科目を修めたものについては2年以上水道_____に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの_____
_____であること。

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それ

それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上の期間水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において _____ 工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後 _____、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校

それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 _____

_____ であること。

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの _____ であること。

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条に規定する布設工事監督者の資格を有する者であること。

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目 _____を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校

を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業した者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(6) (略)

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

附則 (略)

を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業した者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

(6) (略)

附則 (略)

議案第7号

つくば市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市上下水道局水道総務課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令及び生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令が、令和6年4月1日（一部の規定は、令和7年4月1日）に施行された。

水道整備・管理行政が国土交通省に移管されることに併せて、同省が所管する下水道の設計等に係る資格要件の考え方を踏まえ、布設工事監督者及び水道技術管理者の確保のため、資格要件について改正が行われたことに伴い、関連する条例の改正を行うものである。

資格要件の主な改正内容は、次のとおりである。

- ① 実務経験年数に他分野の実務経験を加味
- ② 学歴・学科要件における「土木工学科」以外の課程を追加
- ③ 国家資格（1級土木施工管理技士）の追加

○ 他自治体の状況等

水戸市、日立市、土浦市、神栖市は令和7年3月議会で議決済
守谷市は令和7年6月議会での改正を予定

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第102号。令和6年4月1日施行、一部の規定は令和7年4月1日）第2条
・水道法施行令 第5条、第7条

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和6年厚生労働省令第65号。令和6年4月1日施行、一部の規定は令和7年4月1日）第3条

- ・水道法施行規則 第9条、第14条

建設業法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令第106号）第6条の規定により、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省令の整理等に関する省令（令和6年厚生労働省令第65号）第3条に対し、一部改正が行われた（令和6年12月13日施行）。

- ・建設業法施行令 第37条第1項及び第2項

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

つくば市における布設工事監督者及び水道技術管理者両方の要件を満たす水道事業担当職員は、令和7年度現時点で6名いるが、今回の資格要件の変更による影響はない。

今回の条例改正により、資格要件の範囲が拡大されたことから、今後要件を満たす人材確保が期待できる。

議案第8号

つくば市下水道条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年6月4日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市下水道条例の一部を改正する条例

つくば市下水道条例（平成元年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第2項第2号中「専属する」を「選任する」に改め、「主任技術者の氏名」の次に「並びに他の営業所の主任技術者を兼任している場合はその兼務状況」を加え、同条第3項第3号中「定款」の次に「又は寄附行為」を、「住民票の写し」の次に「又は在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。）若しくは特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。）の写し」を加え、同項第6号中「専属する」を「選任する」に改める。

第6条の3第1号中「が1名以上専属している」を「を1名以上選任している」に改める。

第6条の8の見出しを「（主任技術者）」に改め、同条第1項中「専属させなけ

ればならない」を「選任しなければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、茨城県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

国土交通省の定める標準下水道条例の改正に伴い、常駐・専任規制について見直すとともに、所要の改正を行う必要があることから、この条例案を提出するものである。

つくば市下水道条例（平成元年つくば市条例第31号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第6条（略）</p> <p>（指定の申請）</p> <p>第6条の2（略）</p> <p>2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第6条の8第1項の規定によりそれぞれの営業所において<u>選任することとなる主任技術者の氏名並びに他の営業所の主任技術者を兼任している場合はその兼務状況</u></p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 法人にあっては、定款<u>又は寄附行為及び登記事項証明書</u>、個人にあっては、その住民票の写し又は在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。）若しくは特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。）の写し</p> <p>(4)・(5)（略）</p> <p>(6) <u>選任することとなる主任技術者の排水設備主任技術者証の写し</u></p> <p>(7)—(9)（略）</p>	<p>第1条—第6条（略）</p> <p>（指定の申請）</p> <p>第6条の2（略）</p> <p>2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地並びに第6条の8第1項の規定によりそれぞれの営業所において<u>専属することとなる主任技術者の氏名</u></p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 法人にあっては、定款_____及び登記事項証明書、個人にあっては、その住民票の写し</p> <p>(4)・(5)（略）</p> <p>(6) <u>専属することとなる主任技術者の排水設備主任技術者証の写し</u></p> <p>(7)—(9)（略）</p>

(指定の基準)

第6条の3 管理者は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行うものとする。

(1) 営業所ごとに、主任技術者を1名以上選任している者であること。

(2)―(5) (略)

第6条の4―第6条の7 (略)

(主任技術者)

第6条の8 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、主任技術者を選任しなければならない。ただし、茨城県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

2 (略)

第7条 (以下略)

(指定の基準)

第6条の3 管理者は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行うものとする。

(1) 営業所ごとに、主任技術者が1名以上専属している者であること。

(2)―(5) (略)

第6条の4―第6条の7 (略)

(排水設備主任技術者)

第6条の8 指定工事店は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、主任技術者を専属させなければならない。

2 (略)

第7条 (以下略)

議案第8号

つくば市下水道条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市上下水道局上下水道業務課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

政府が進める「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、国土交通省で定める標準下水道条例が改正されたため、常駐・専任規制について見直し、主任技術者の他の営業所との兼任を認めることとするとともに、所要の改正を行うため、条例の改正を行うもの

○ 他自治体の状況等

他自治体においても、同様の改正が行われている。

○ 上位計画又は関連計画等

特になし。

○ 根拠法令及び関係法令等

- ・下水道法（昭和33年法律第79号）第25条
- ・標準下水道条例（昭和34年11月18日付厚生省衛発第1108号・建設省計発第441号）第6条の2及び第6条の4（令和6年4月1日改正）

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」の趣旨を踏まえ、アナログ規制を見直すことにより、人手不足の解消や所得の向上につながる事が期待される。

議案第9号

つくば市アフタースクール条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年6月4日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市アフタースクール条例

(設置)

第1条 地域社会との交流及び連携を図りながら、児童に対し、放課後等に安全かつ安心な環境で自主的に様々な活動を体験できる居場所を提供し、もって児童の健全な心身の成長を図ることを目的として、つくば市アフタースクール(以下「アフタースクール」という。)を設置する。

(名称、位置及び利用対象児童)

第2条 アフタースクールの名称、位置及び利用の対象となる児童(以下「利用対象児童」という。)は、別表のとおりとする。

(事業)

第3条 アフタースクールにおいては、次に掲げる事業(以下「アフタースクール事業」という。)を行う。

- (1) 児童の自主性の向上に資する遊びの機会の提供に関する事業
- (2) スポーツ、文化活動等の機会の提供に関する事業

(3) 学習の機会の提供に関する事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な事業

2 アフタースクールにおいて区分2（第7条第2項第2号に規定する区分2をいう。第6条第1項において同じ。）に係る利用児童（第9条に規定する利用児童をいう。同項において同じ。）に対して実施するアフタースクール事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業として行うものとする。

（休所日）

第4条 アフタースクールの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が公益上又は管理上必要があると認めるときは、アフタースクールを休所日に開所し、又は休所日以外の日に開所しないことができる。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日（毎月第2土曜日を除く。）

(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

（アフタースクール事業を利用することができる児童等）

第5条 利用対象児童のうち、次の表各項の左欄に掲げる児童として第7条第1項の許可又は第8条第1項の許可を受けた場合における当該許可に係る児童は、それぞれ当該各項の右欄に掲げる日及び時間に、アフタースクール事業を利用することができる。

児童	日及び時間
1 次項の左欄に掲げる児童以外の児童	(1) 月曜日から金曜日まで（次号に規定する日を除く。）の小学校の放課後から午後5時まで (2) つくば市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則（昭和62年つくば市教育委員会規則第8号）第3条第1項第3号から第9号までに掲

	げる日の午前9時から午後3時まで
2 保護者（法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に労働、疾病その他の理由があることにより、小学校の放課後に保護者から保育を受けることができない児童	(1) 月曜日から金曜日まで（第3号に規定する日を除く。）の小学校の放課後から午後7時まで (2) 毎月第2土曜日の午前8時30分から午後5時15分まで (3) つくば市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則第3条第1項第3号から第9号までに掲げる日の午前8時から午後7時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が公益上又は管理上必要があると認めるときは、アフタースクール事業を利用することができる日及び時間を変更することができる。

（定員）

第6条 アフタースクール事業（区分2に係る利用児童に対して実施するものに限る。）に定員を設ける。

2 前項の定員は、規則で定める。

（利用の許可）

第7条 アフタースクール事業を利用しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、次に掲げる利用の区分に分けて行うものとする。

(1) 区分1（第5条第1項の表1の項の左欄に掲げる児童に係る利用の区分をいう。以下同じ。）

(2) 区分2（第5条第1項の表2の項の左欄に掲げる児童に係る利用の区分をいう。以下同じ。）

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

(1) アフタースクール事業を利用しようとする児童又はその保護者がアフタース

クール事業の安全かつ円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

- (2) 前条の規定により定められたアフタースクール事業の定員を超過するとき
(区分2に係る第1項の許可を受けようとするときに限る。)

4 市長は、アフタースクールの管理及びアフタースクール事業の実施上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付すことができる。

(利用の区分の変更)

第8条 前条第1項の許可(この項の許可を含む。)に係る児童の保護者が同条第2項に規定する利用の区分(以下「利用の区分」という。)を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の許可について準用する。

(利用許可の取消し)

第9条 市長は、利用許可(第7条第1項の許可又は前条第1項の許可をいう。以下同じ。)に係る児童(以下「利用児童」という。)又はその保護者(以下「利用保護者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) アフタースクールの利用対象児童でなくなったとき。
- (2) 第5条第1項の表2の項の左欄に掲げる児童でなくなったとき(区分2に係る利用許可を受けたときに限る。)
- (3) 偽りその他不正な手段により、利用許可を受けたとき。
- (4) この条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又はこれらに基づく市長の指示に従わないとき。
- (5) 利用許可に係る条件に違反したとき。
- (6) アフタースクール事業の安全かつ円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (7) 第11条に規定する使用料を正当な理由なく一定の期間滞納したとき。

(利用の制限等)

第10条 市長は、アフタースクール事業の安全かつ円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、利用児童のアフタースクール事業の利用を制限し、又は利用の停止を命じることができる。

(使用料)

第11条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める使用料を利用保護者から徴収する。

(1) 区分1に係る利用児童の1月のアフタースクール事業を利用できる日数が12日以上である場合(次号に掲げる場合を除く。) 利用児童1人につき月額3,000円

(2) 区分2に係る利用児童の1月のアフタースクール事業を利用できる日数が12日以上である場合 利用児童1人につき月額4,000円

(3) 利用の区分にかかわらず、利用児童の1月のアフタースクール事業を利用できる日数が12日以上である場合(前2号に掲げる場合を除く。) 利用児童1人につき月額3,000円

2 利用児童のアフタースクール事業を利用できる日数が1月に12日未満である場合は、利用保護者から使用料を徴収しないものとする。

3 前2項の「アフタースクール事業を利用できる日数」とは、利用児童が利用許可を受けた期間のうち、アフタースクール事業が実施された日数(区分1に係る利用児童にあつては区分1に係るアフタースクール事業が実施された日数とし、区分2に係る利用児童にあつては区分2に係るアフタースクール事業が実施された日数とする。)をいい、同一の月に異なる利用の区分の利用許可を受けた期間があるときは、それぞれの利用の区分のアフタースクール事業が実施された日数を合算するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、同一世帯において2人以上の利用児童があるときは、2人目以降の利用児童に係る使用料の額は、同項に規定する使用料から2,000円を差し引いた額とする。

5 使用料の納付期限は、利用した月の翌月10日とする。

(使用料の減免)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用保護者が納付すべき使用料につき、当該各号に定める額を免除することができる。

(1) 利用保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合 全額

(2) 利用保護者のアフタースクール事業を利用しようとする年度（4月分又は5月分の使用料にあつては、前年度）に納付すべき市民税の所得割が非課税である場合 全額

(3) 自然災害その他特別な事情により市長が使用料の全部又は一部を免除する必要があると認める場合 その都度市長が定める額

(使用料の還付)

第13条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(遵守事項)

第14条 利用児童及び利用保護者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) アフタースクールの管理及びアフタースクール事業の安全かつ円滑な実施に支障を及ぼすおそれがある行為をしないこと。

(2) その他市長の指示に従うこと。

(損害賠償の義務)

第15条 故意又は過失によりアフタースクールの施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、この条例の施行の日前においても、利用許可その他この条例の施行に関し必要な行為を行うことができる。

(つくば市アフタースクール事業実施条例の廃止)

- 3 つくば市アフタースクール事業実施条例（令和6年つくば市条例第47号）は、廃止する。

(つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例の一部改正)

- 4 つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例（平成13年つくば市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2つくば市立沼崎小学校放課後児童室の項を削る。

(つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)

- 5 つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年つくば市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

52 つくば市アフタースクール

別表（第2条関係）

名称	位置	利用対象児童
沼崎小学校アフタースクール	つくば市沼崎1650番地4	つくば市立沼崎小学校に在籍する児童
さくら小学校アフタースクール	つくば市春風台16番地1	つくば市立さくら小学校に在籍する児童

(提案理由)

令和8年度から正式事業としてアフタースクールを実施するため、その設置及び

管理について定める必要があることから、この条例案を提出するものである。

つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例（平成13年つくば市条例第9号）新旧対照表

（附則第4項関係）

改正後		改正前	
本則・附則（略）		本則・附則（略）	
別表第1（略）		別表第1（略）	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
つくば市立谷田部南小学校放課後児童室	(略)	つくば市立谷田部南小学校放課後児童室	(略)
(略)	(略)	つくば市立沼崎小学校放課後児童室	つくば市沼崎1408番地1
(略)	(略)	(略)	(略)

つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年つくば市条例第16号）新旧対照表

（附則第5項関係）

改正後	改正前
本則・附則（略） 別表（第2条関係） 1—51（略） <u>52</u> <u>つくば市アフタースクール</u>	本則・附則（略） 別表（第2条関係） 1—51（略）

議案第9号

つくば市アフタースクール条例についての説明資料

つくば市こども部こども育成課

○ 制定・改廃の経緯及び内容

令和8年度から正式事業としてアフタースクールを実施することに伴い、対象児童、設置及び管理について定める必要があるため条例を制定するもの

○ 他自治体の状況等

- ・ あいキッズ条例（東京都板橋区）
- ・ 千葉市アフタースクール事業実施要綱（千葉県千葉市）

○ 上位計画又は関連計画等

- ・ 新・放課後子ども総合プラン（厚生労働省）
- ・ 放課後児童対策パッケージ2025（こども家庭庁・文部科学省）

○ 根拠法令及び関係法令等

- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項
- ・ 放課後児童健全育成事業実施要綱（平成27年5月21日付け雇児発0521第8号）

○ 条例の施行により予測される影響及び効果（算出できるものはコストを含む）

アフタースクールの対象児童、利用時間、使用料等事業全体を明確化し、安心して安全な放課後の居場所として、運営における公正の確保と透明性の向上を図る。

議案第10号

つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年6月4日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例

私たちが日常生活を営む上で、情報の取得や利用、意思の疎通は欠かせないものであるが、障害者にとってはこれらが困難であることにより、不安や不便を感じる場面がある。また、障害の特性によって生じる障壁だけでなく、障害の特性が周囲に認識されず、障害者に対して適切な配慮がなされない場面もあり、障害者が日常生活や社会生活を営む上で、社会における事物、制度、慣行、観念等の障壁により、活動に参加しにくい状況がある。

つくば市は、地域社会を構成する様々な人たちが人権を尊重し、互いの立場を思いやりながら行動し、平等な立場で社会のあらゆる分野に参画することにより、誰もが自分らしく生きるまちを目指している。

これを実現するためには、障害者にとって可能な限り、情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段についての選択の機会が確保されるとともに、必要とする情

報の取得及び利用並びに意思疎通が円滑かつ十分に行われることが重要である。

このような考え方に立って、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に取り組むことで、全ての人々が相互に尊重し合い、誰もが自分らしく生きるまちを実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するために、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に係る基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、総合的に実施する施策を定めることにより、もって全ての人々が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら自分らしく生きるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第2号に規定する社会的障壁をいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段 手話、要約筆記、点字、文字表記、筆談、触手話、指点字、音声、絵図、平易な表現、代筆、代読、ICTを活用したコミュニケーションツールその他の障害者が日常生活又は社会生活を営む上で必要とする情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段をいう。
- (3) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進は、次に掲げる基本理念にのっとり、行われなければならない。

- (1) 全ての人は、障害の有無にかかわらず、相互に尊重されること。
- (2) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段について、可能な限り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようにすること。
- (3) 障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようにすること。

(市の責務)

第4条 市は、市民、事業者及び国、他の地方公共団体その他関係機関と協力し、基本理念に基づき施策を実施する責務を有するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通が円滑かつ十分に行われることの重要性について関心と理解を深めるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第8条第2項の規定に基づく配慮を行わなければならないものとし、かつ、市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の実施)

第7条 市は、第4条に規定する責務を果たすため、市が別に定める計画との整合性を図りつつ、総合的に次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する施策
- (2) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段の普及及び啓発

に関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号に掲げる施策を実施するに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴くとともに、当該施策の進捗状況等の把握に努め、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に当たり、必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 10 号

つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例についての説明資料

つくば市福祉部障害者地域支援室

○ 制定・改廃の経緯及び内容

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律が公布され、各自治体で当該法律に関係した条例が制定されている。

本市は、地域社会を構成する様々な人たちが人権を尊重し、互いの立場を思いやりながら行動し、平等な立場であらゆる分野に参画することで、誰もが自分らしく生きるまちを目指している。そのためには、障害者による情報の取得利用や意思疎通に係る手段の選択の機会が確保され、それらが円滑かつ十分に行われることが重要である。この促進に取り組み、本市が目指すまちを実現するため、本条例を制定する。

○ 他自治体の状況等

水戸市、笠間市、ほか県外の自治体で同様の条例が制定されている。

○ 上位計画又は関連計画等

つくば市障害者プラン

○ 根拠法令及び関係法令等

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(令和4年5月25日法律第50号)第4条第2項、第3項

○ 条例の施行により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む)

条例の制定により、市民及び事業者等に障害者に対する情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進の重要性が認知され、障害者が情報の取得利用を円滑に行い、意思疎通に係る様々な手段を選択できるようになる。

議案第11号

市道路線の認定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年6月4日

つくば市長 五十嵐立青

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第2項の規定に基づき、市道の路線を次のとおり認定する。

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
3-2708号線	つくば市上郷 2123 番 1 地先から	
	つくば市上郷 2109 番地先まで	
4-4616号線	つくば市柴崎 649 番 1 地先から	
	つくば市流星台 9 番地先まで	
7-2282(P)号線	つくば市島名 3778 番 1 地先から	
	つくば市島名 3778 番 1 地先まで	

（提案理由）

陸上競技場整備による路線組替え、土地の交換による路線組替え及び島名福田坪地区区画整理事業に伴い市道を認定するため、この案を提出するものである。

つくば市 6 月定例会議

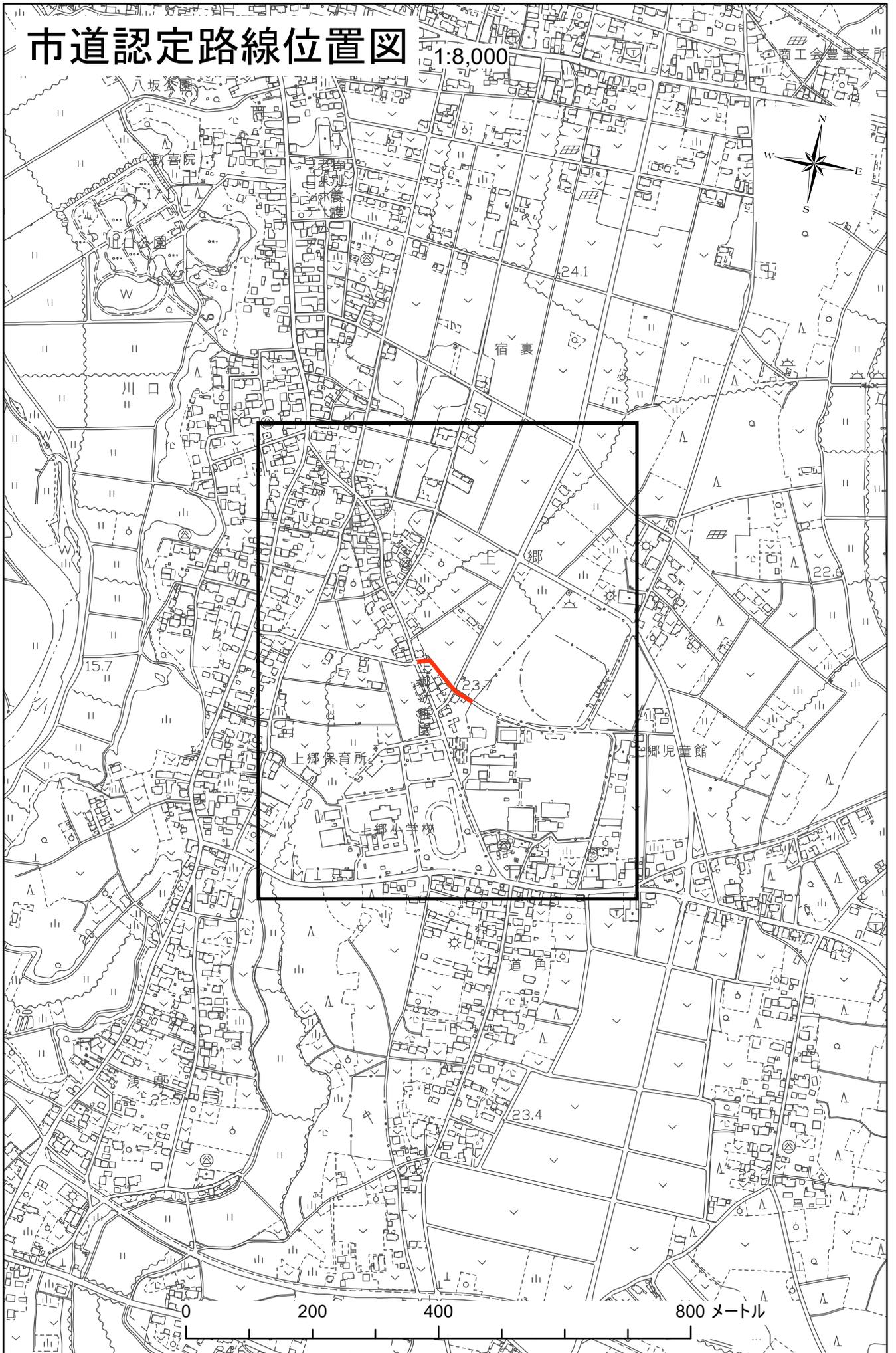
市道認定図面

目次

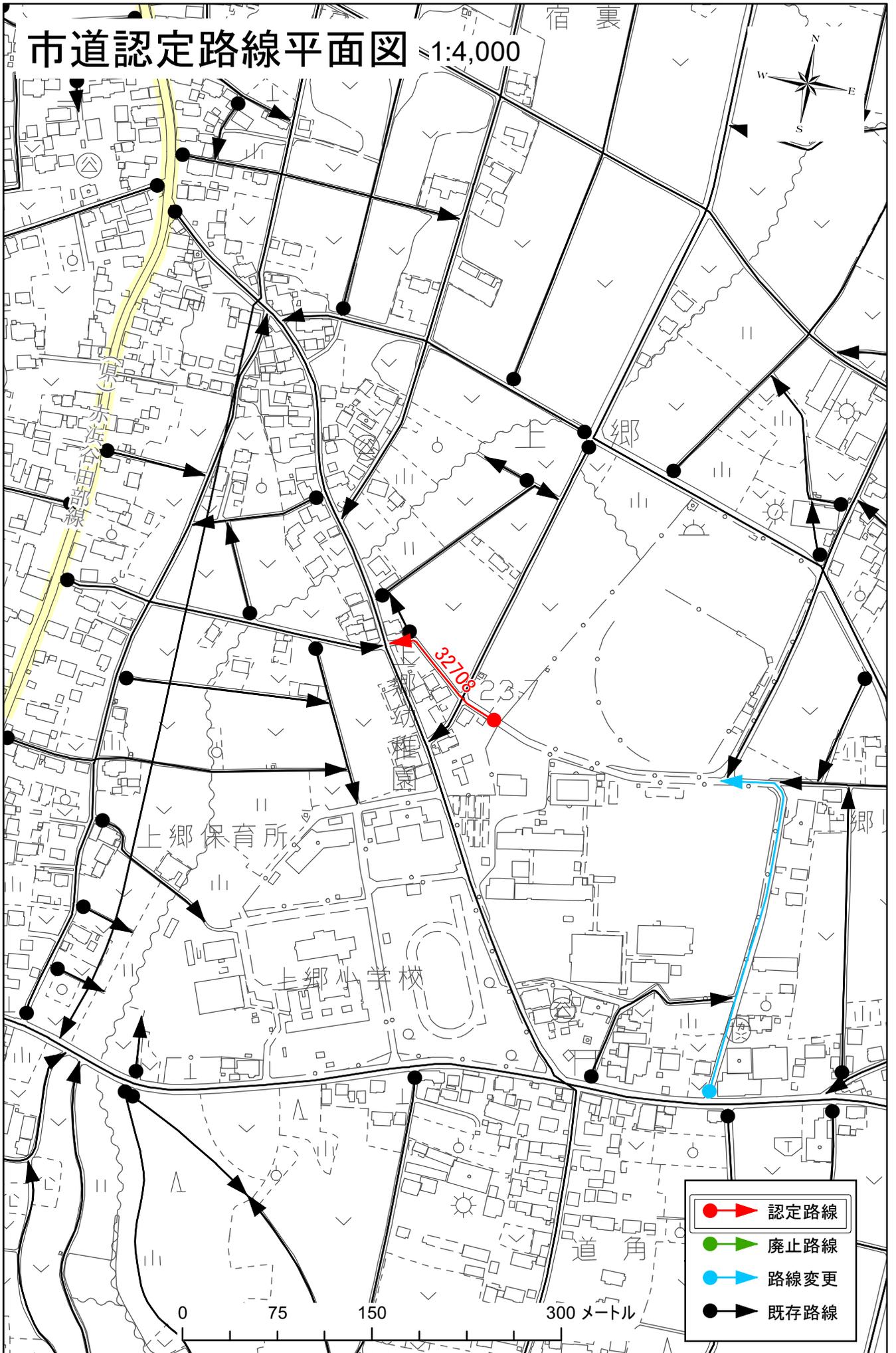
路線名	起 点	理由	頁	延長(m)
	終 点			
3-2708号線	つくば市上郷2123番1地先から	陸上競技場整備による 路線組み替えのため	1, 2	115.8
	つくば市上郷2109番地先まで			
4-4616号線	つくば市柴崎649番1地先から	土地の交換による路線 組み換えのため	3, 4	29.7
	つくば市流星台9番地先まで			
7-2282(P)号線	つくば市島名3778番1地先から	島名福田坪地区区画整 理事業に伴い市道を認 定するため	5, 6	43.3
	つくば市島名3778番1地先まで			

合計路線	3本
合計延長	188.8m

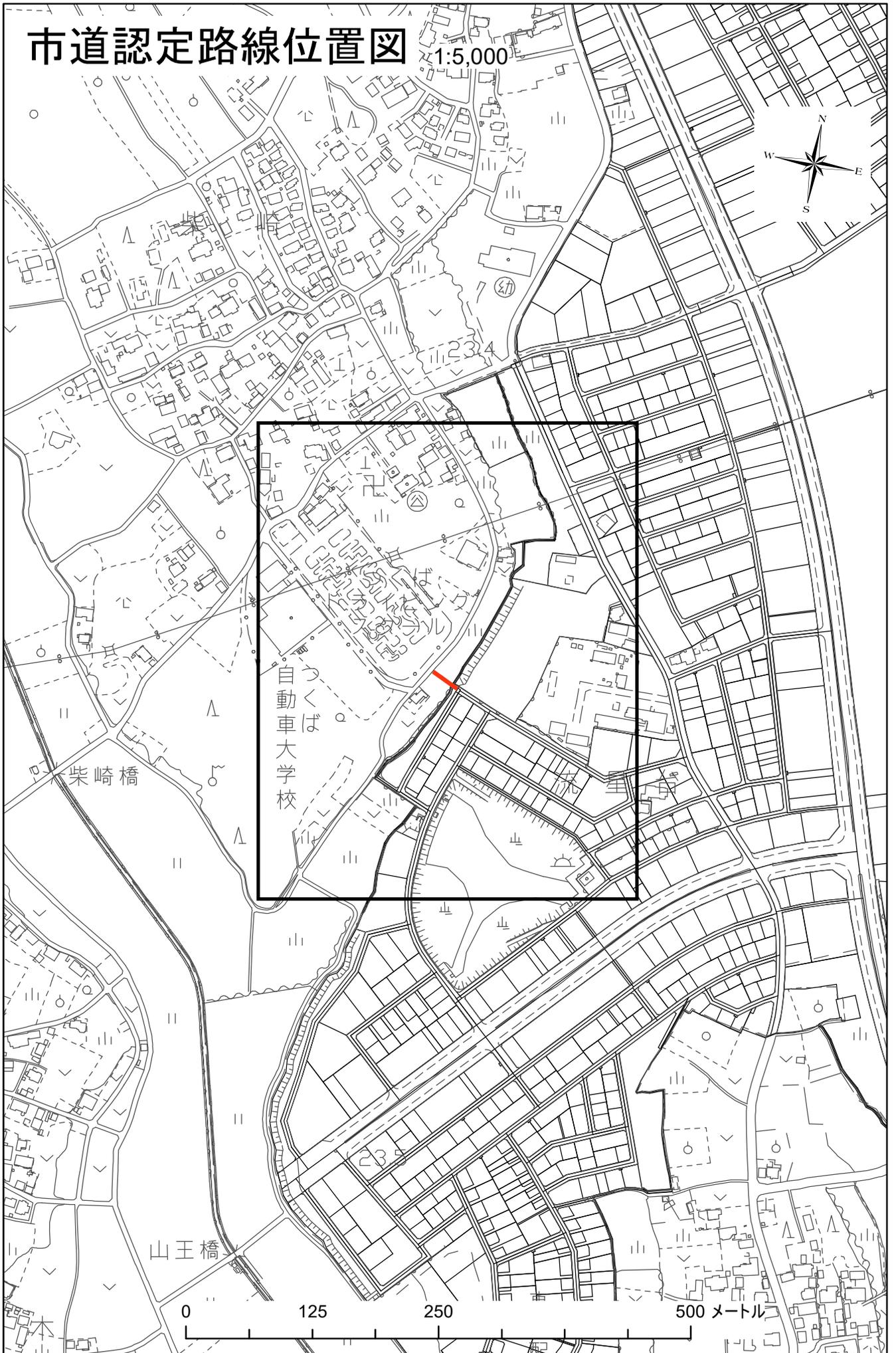
市道認定路線位置図 1:8,000



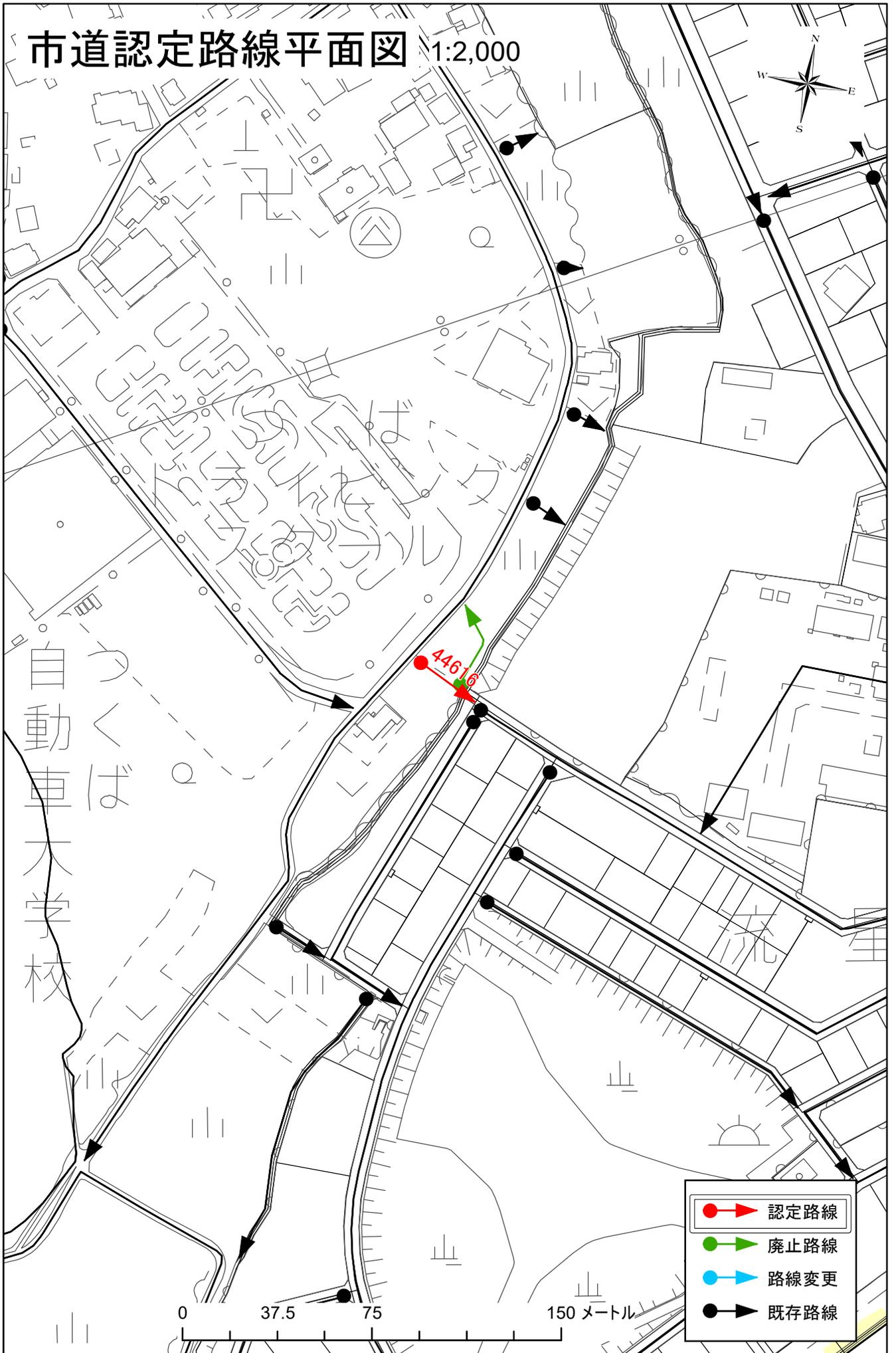
市道認定路線平面図 1:4,000



市道認定路線位置図 1:5,000

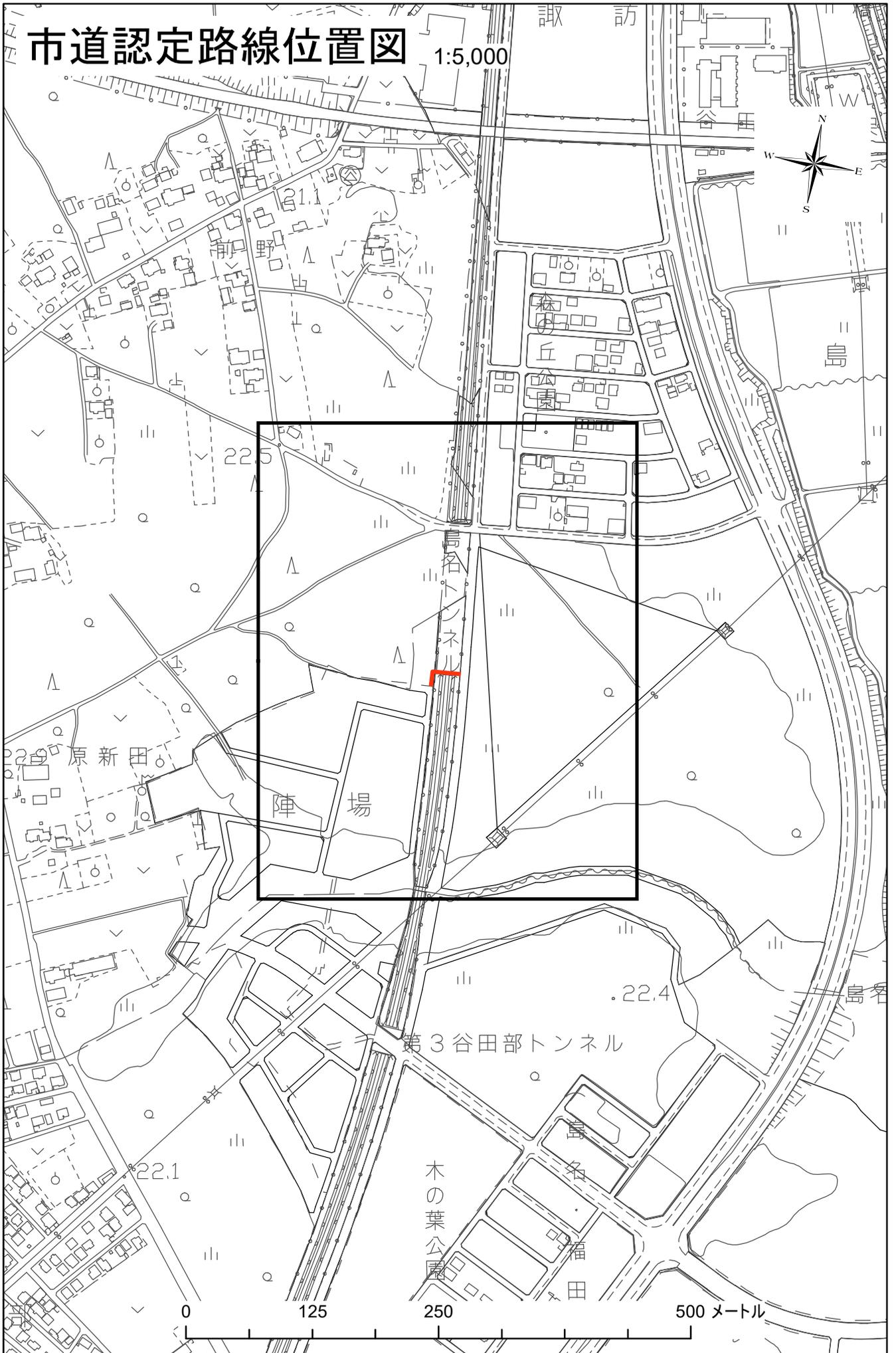


市道認定路線平面図 1:2,000



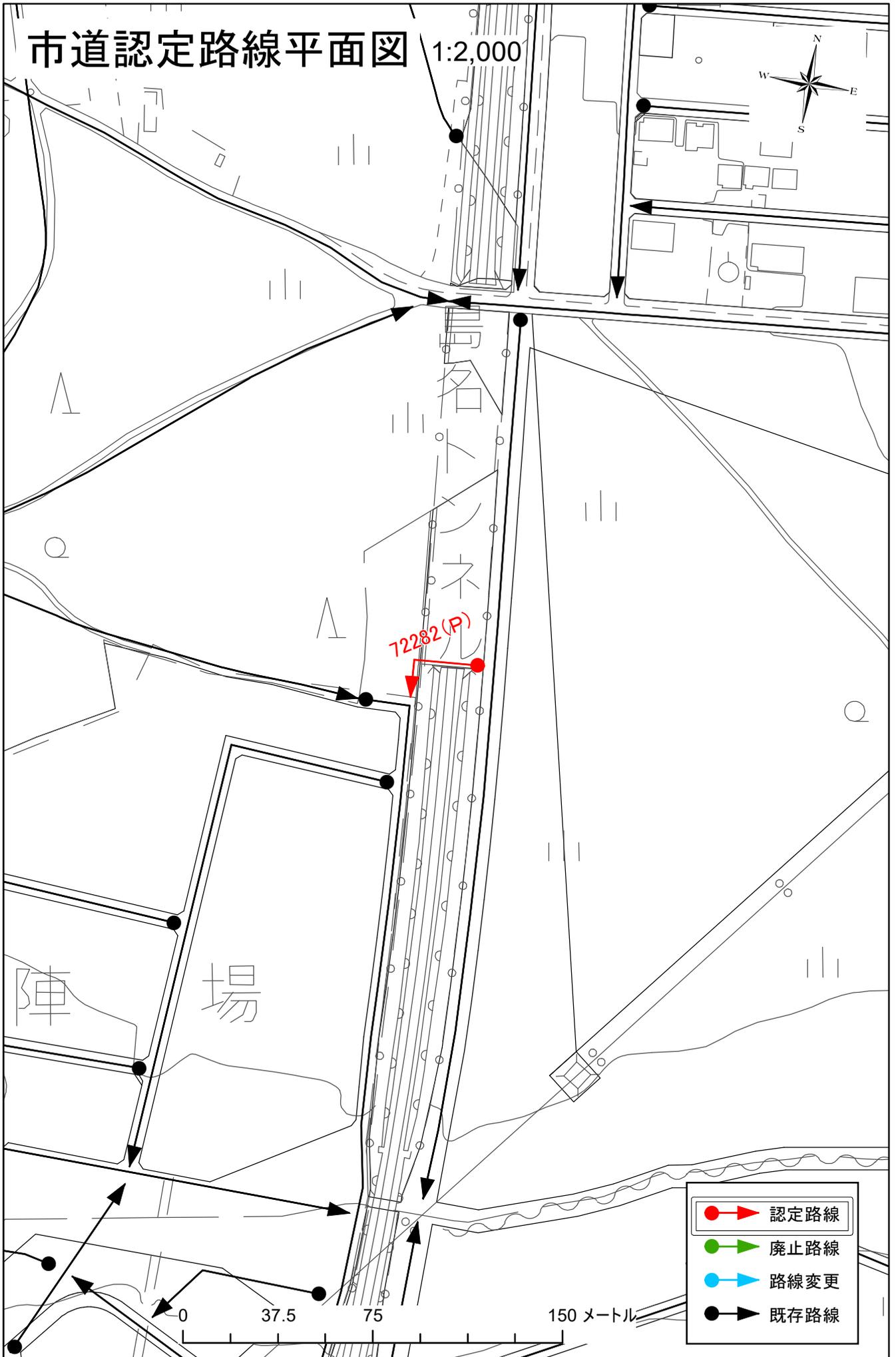
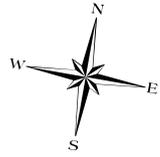
市道認定路線位置図

1:5,000



市道認定路線平面図

1:2,000



- 認定路線
- 廃止路線
- 路線変更
- 既存路線

議案第12号

市道路線の廃止について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年6月4日

つくば市長 五十嵐立青

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項及び第3項の規定に基づき、市道の路線を次のとおり廃止する。

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
4-2141号線	つくば市柴崎 649 番 1 地先から	
	つくば市柴崎 651 番 1 地先まで	
8-0102(P)号線	つくば市柴崎 694 番地先から	
	つくば市柴崎 637 番 1 地先まで	

（提案理由）

土地の交換による路線組替えに伴い市道を廃止するため、この案を提出するものである。

つくば市 6 月定例会議

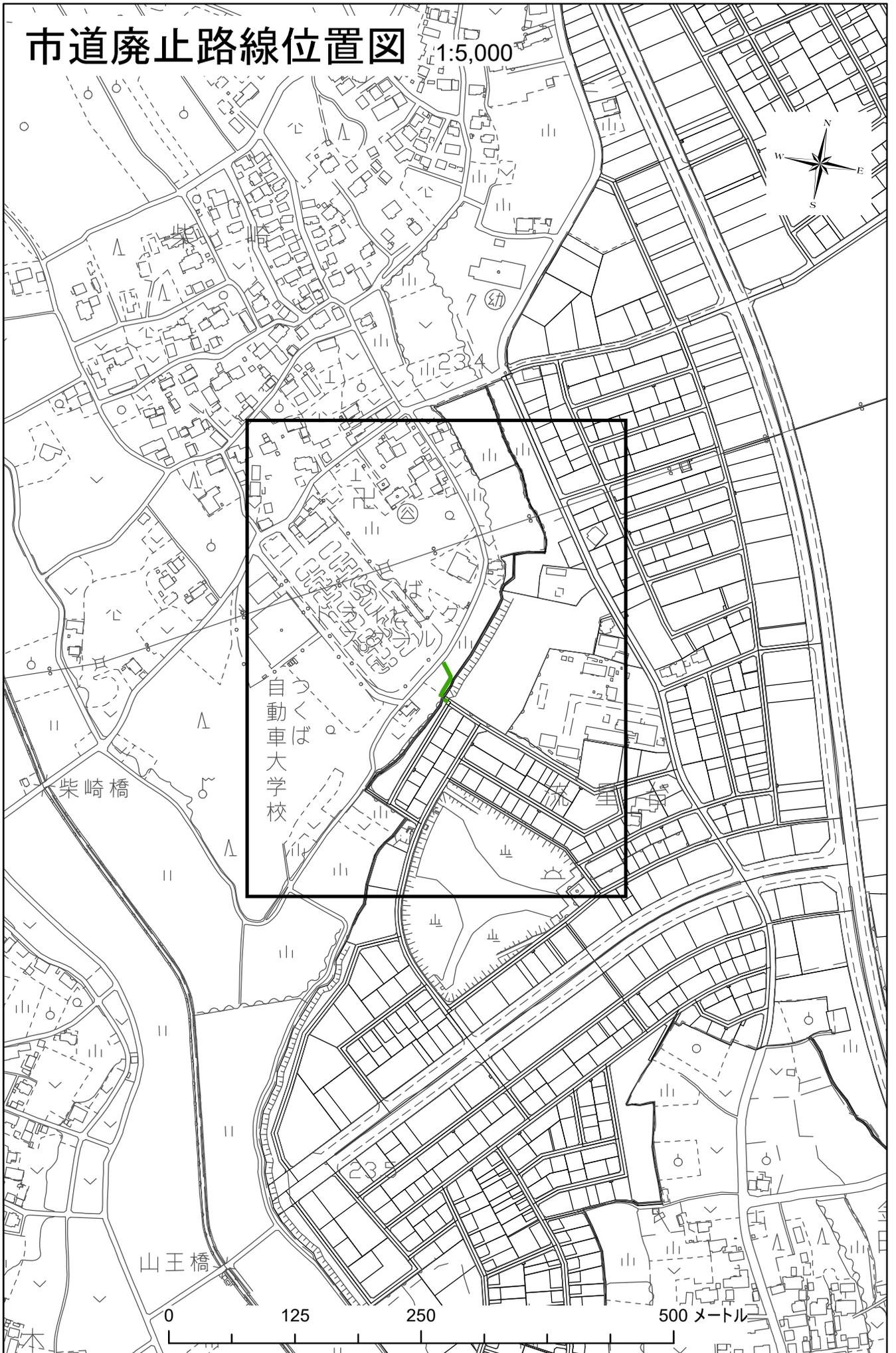
市道廃止図面

目次

路線名	起 点	理由	頁	延長(m)
	終 点			
4-2141号線	つくば市柴崎649番1地先から	土地の交換による路線 組み換えのため	1, 2	37.1
	つくば市柴崎651番1地先まで			
8-0102(P)号線	つくば市柴崎694番地先から	土地の交換による路線 組み換えのため	3, 4	89.3
	つくば市柴崎637番1地先まで			

合計路線	2本
合計延長	126.4m

市道廃止路線位置図 1:5,000



自動車ば

柴崎橋

山王橋

0

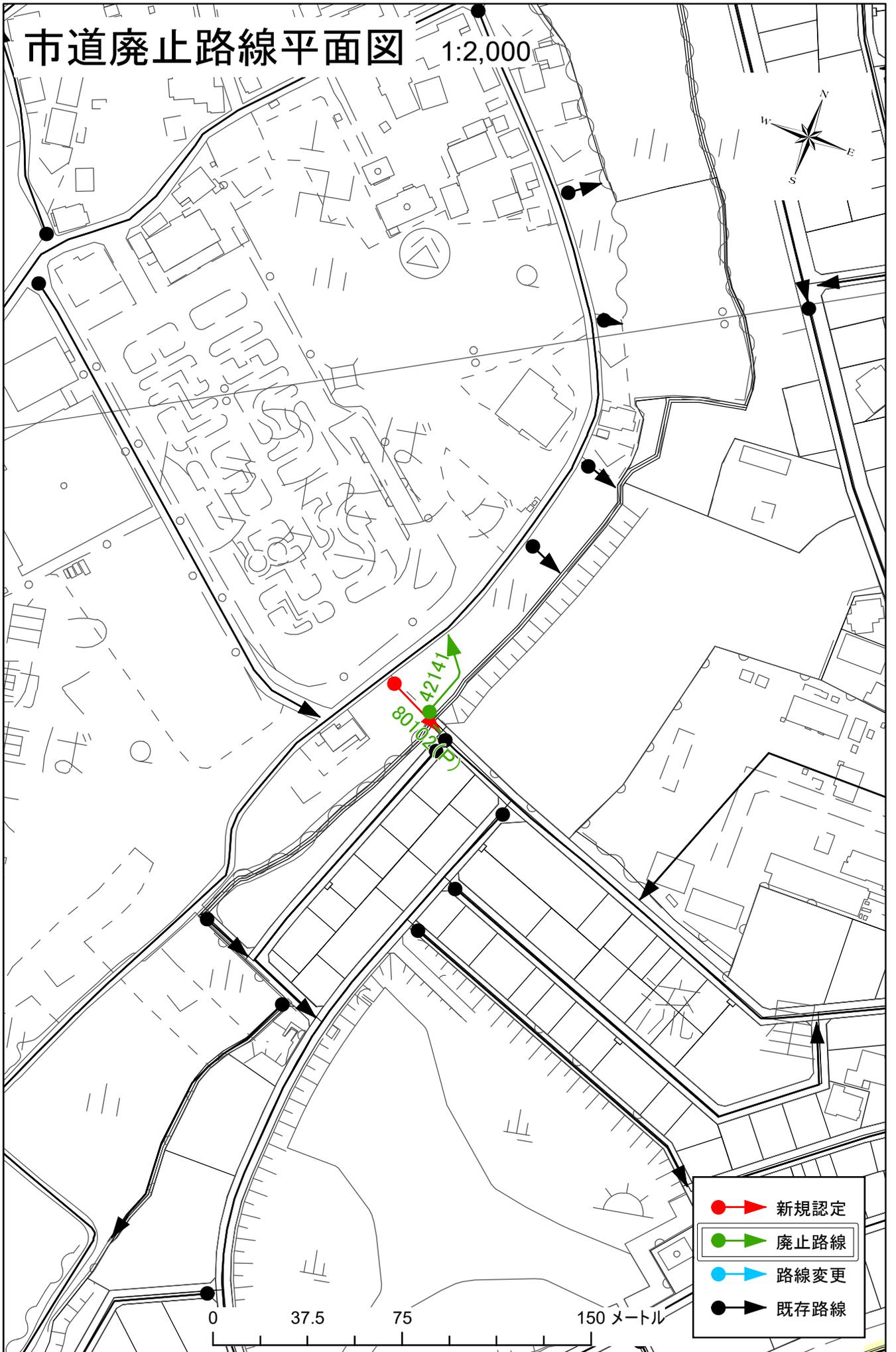
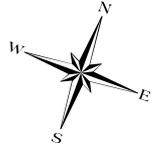
125

250

500メートル

市道廃止路線平面図

1:2,000



- ➡ 新規認定
- ➡ 廃止路線
- ➡ 路線変更
- ➡ 既存路線

議案第13号

市道路線の変更について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年6月4日

つくば市長 五十嵐立青

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項及び第3項の規定に基づき、市道の路線を次のとおり変更する。

旧新別	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
旧	1-1420 号線	つくば市臼井 107 番地先から	
		つくば市臼井 70 番地先まで	
新		つくば市臼井 107 番 1 地先から	
		つくば市臼井 112 番 1 地先まで	
旧	3-2189 号線	つくば市上郷 2271 番地先から	
		つくば市上郷 2116 番 1 地先まで	
新		つくば市上郷 2271 番 1 地先から	
		つくば市上郷 2258 番 2 地先まで	

(提案理由)

土地の交換による路線組替え及び陸上競技場整備による路線組替えに伴い市道を変更するため、この案を提出するものである。

つくば市 6 月定例会議

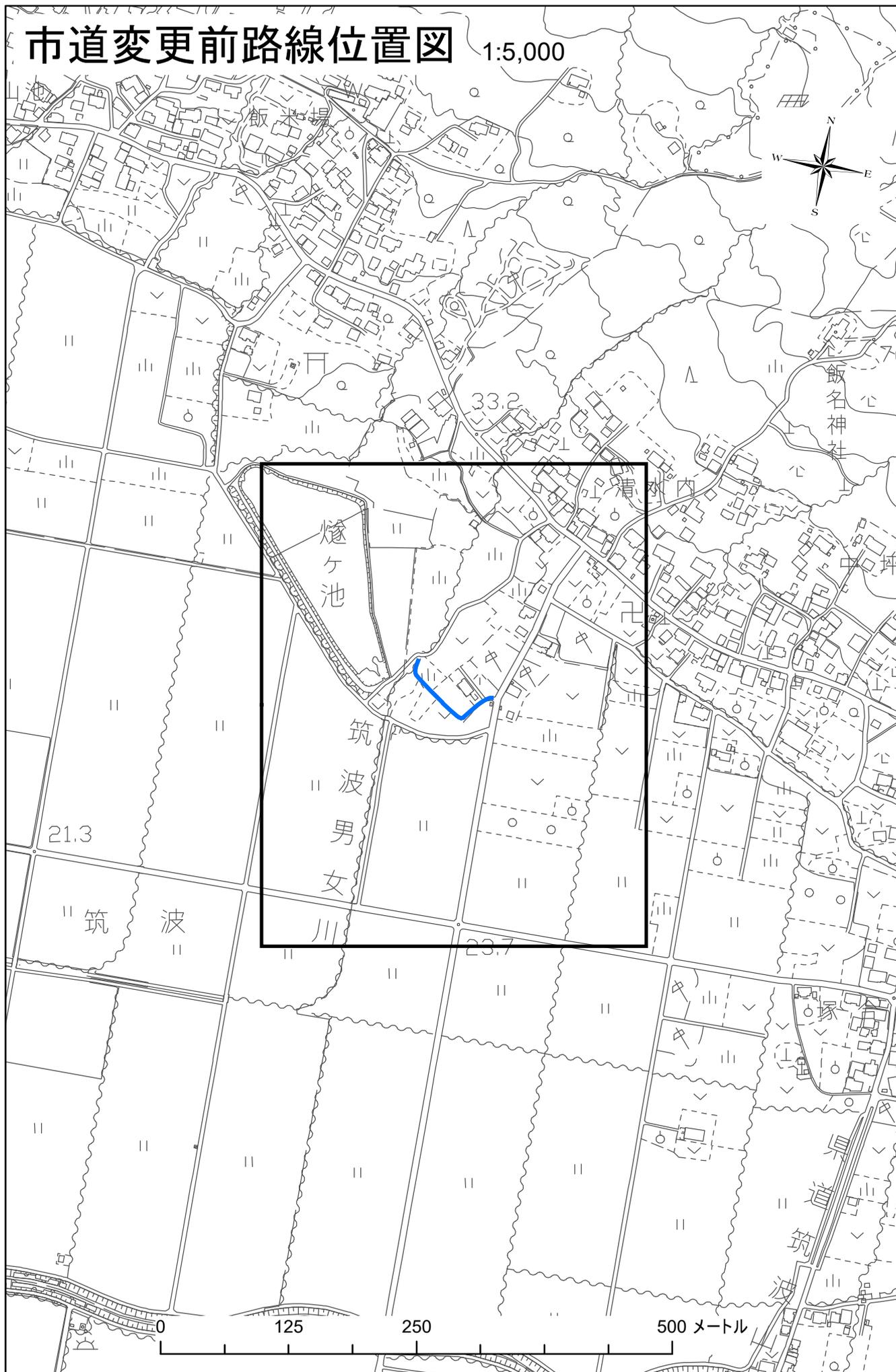
市道路線変更図面

目次

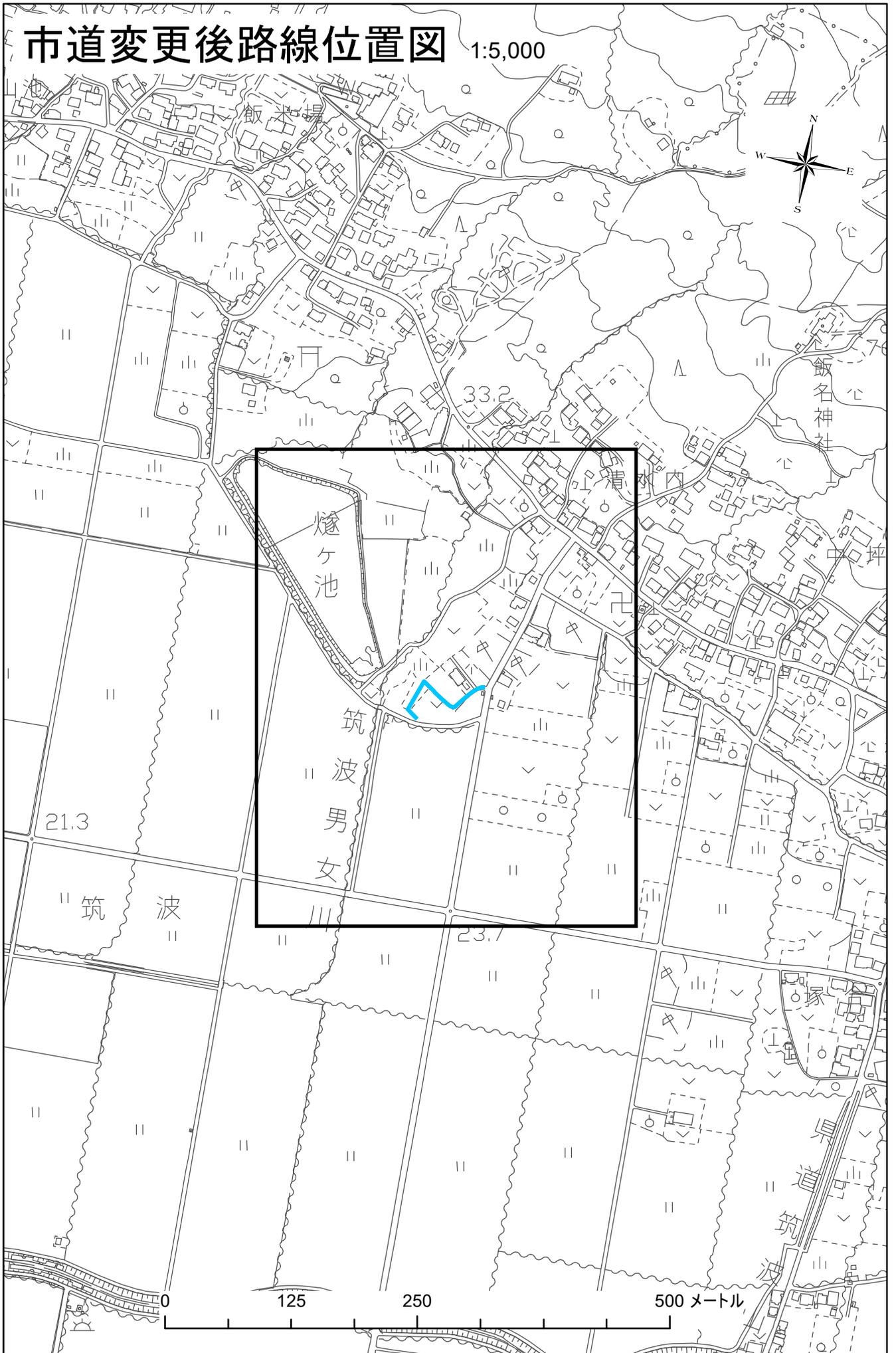
旧新別	路線名	起 点	理由	頁	延長(m)
		終 点			
旧	1-1420号線	つくば市臼井107番地先から	土地の交換による路線 組み換えのため	1, 3	116.1
		つくば市臼井70番地先まで			
新		つくば市臼井107番 1 地先から		2, 4	123.3
		つくば市臼井112番 1 地先まで			
旧	3-2189号線	つくば市上郷2271番地先から	陸上競技場整備による 路線組み替えのため	5, 7	604.2
		つくば市上郷2116番 1 地先まで			
新		つくば市上郷2271番 1 地先から		6, 8	304.5
		つくば市上郷2258番 2 地先まで			

合計路線	2本
合計延長 (変更前)	720.3m
合計延長 (変更後)	427.8m

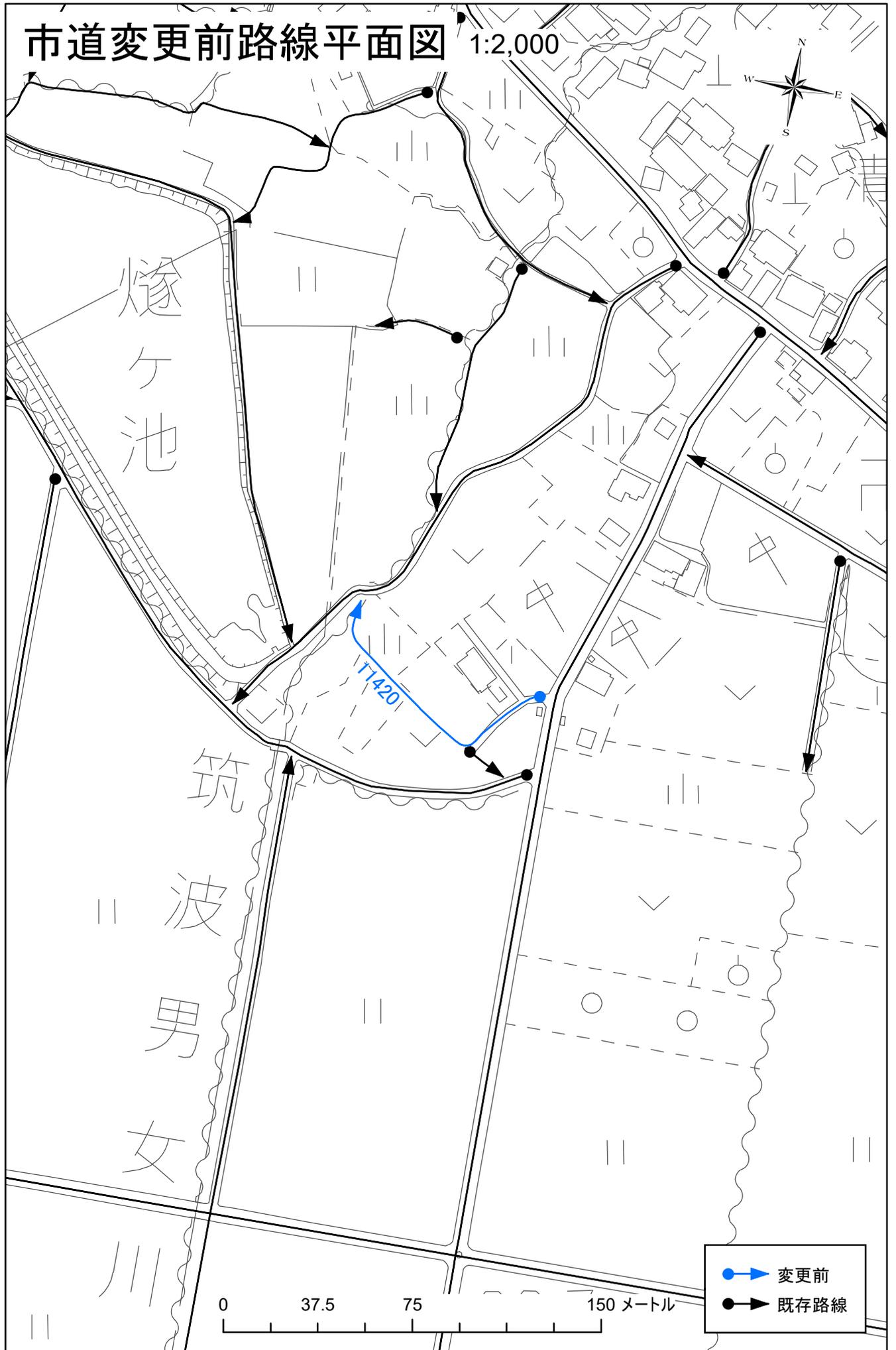
市道変更前路線位置図 1:5,000



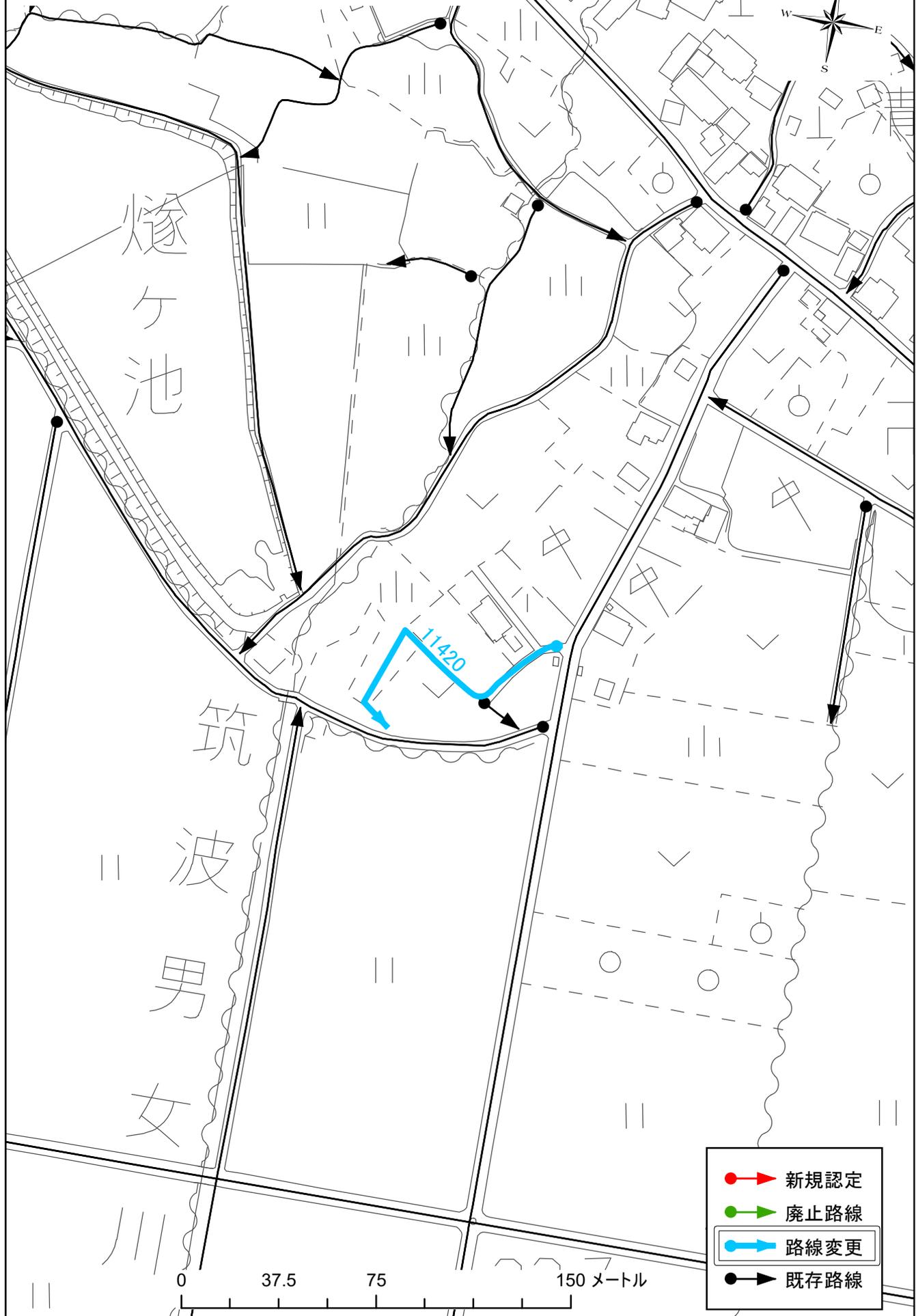
市道変更後路線位置図 1:5,000



市道変更前路線平面図 1:2,000

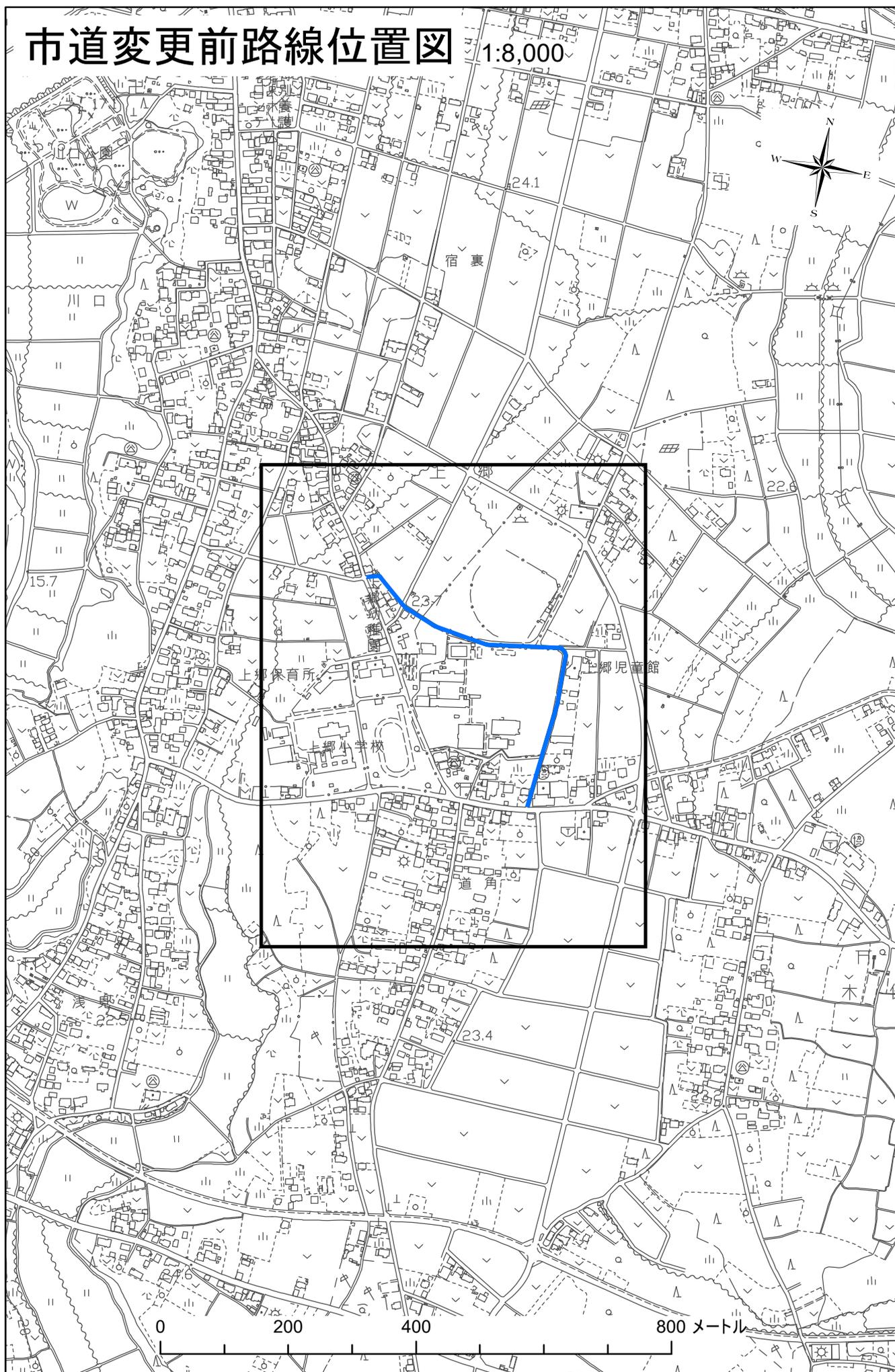


市道変更後路線平面図 1:2,000

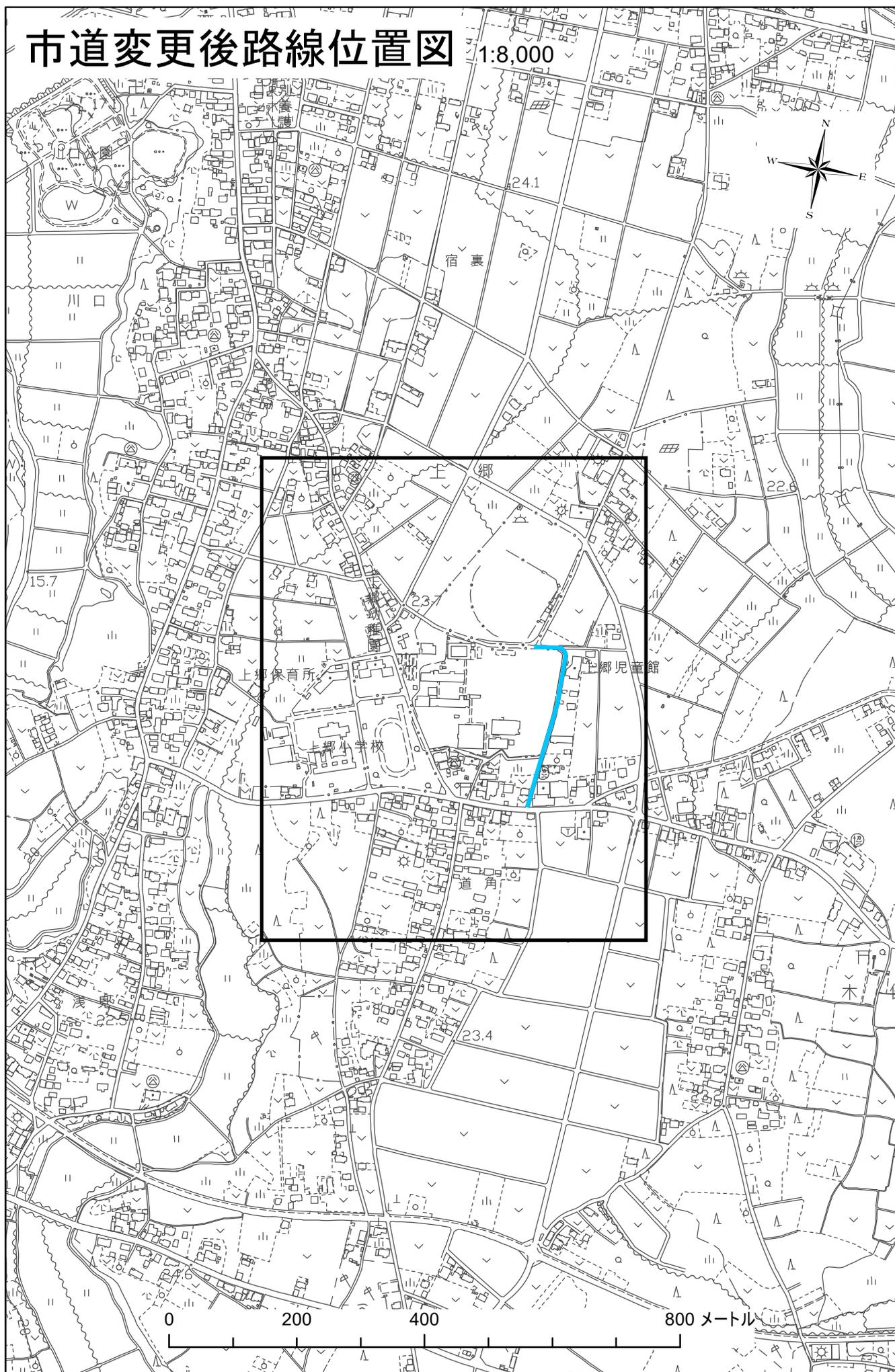


-  新規認定
-  廃止路線
-  路線変更
-  既存路線

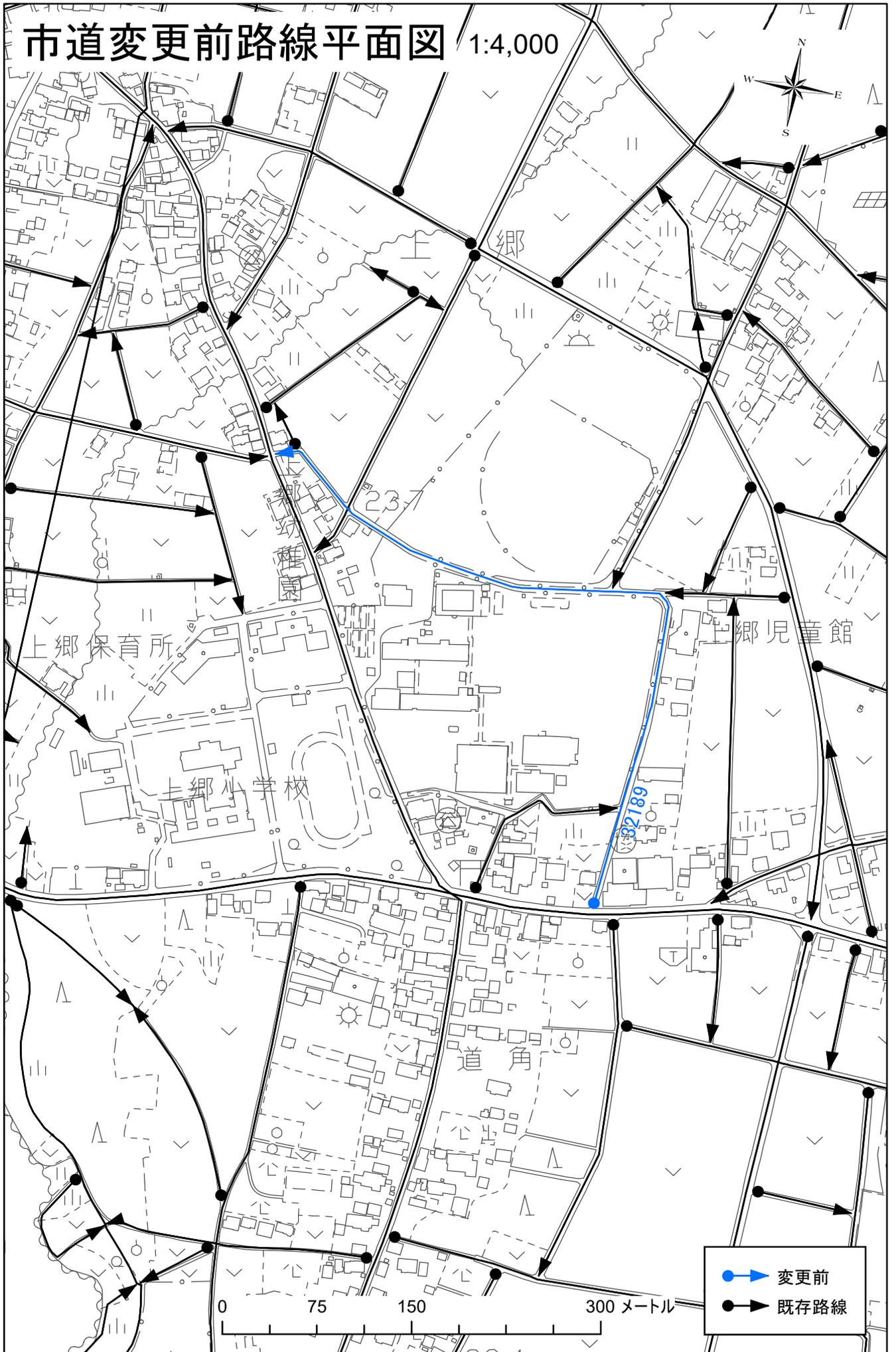
市道変更前路線位置図 1:8,000



市道変更後路線位置図 1:8,000



市道変更前路線平面図 1:4,000



議案第14号

工事請負契約の締結について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年6月4日

つくば市長 五十嵐立青

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 7市単市民ホールつくばね屋上・外壁外改修工事を行うため
- 2 契約の方法 条件付き一般競争入札
- 3 契約の金額 金240,900,000円
- 4 契約の相手方 茨城県つくば市要244番地24
パールつくば株式会社
代表取締役 金子 友喜
- 5 工事の内容 市民ホールつくばねの施設の維持保全を図るため、老朽化し

た屋上・外壁の改修及び照明をLED化するための工事を行う。

(提案理由)

7市単市民ホールつくばね屋上・外壁外改修工事について、条件付き一般競争入札の結果、落札者との間に工事請負仮契約を締結したため、工事請負契約の締結について提案するものである。

議案第15号

工事請負契約の締結について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年6月4日

つくば市長 五十嵐立青

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 大曾根小学校校舎の長寿命化予防改修工事を行うため
- 2 契約の方法 条件付き一般競争入札
- 3 契約の金額 金243,650,000円
- 4 契約の相手方 茨城県つくば市羽成23番地1
浅野物産株式会社
代表取締役 浅野 一重
- 5 工事の内容 校舎の老朽化に伴い、くすのき館の長寿命化予防改修工事並

びに本館や新館、東館の照明LED化工事を行う。

(提案理由)

7-8 市単大曾根小学校校舎長寿命化予防改修工事について、一般競争入札の結果、落札者との間に工事請負仮契約を締結したため、工事請負契約の締結について提案するものである。

議案第16号

財産の取得について

下記の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和62年つくば市条例第22号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年6月4日

つくば市長 五十嵐立青

記

- 1 取得する財産 災害対応特殊高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材
- 2 取得金額 金40,920,000円
- 3 取得目的 車両更新計画に基づき、つくば市中央消防署桜分署の災害対応特殊高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材を購入する。
なお、現在使用している車両等は、引き続き使用する。
- 4 契約の方法 条件付き一般競争入札
- 5 契約の相手方 茨城県水戸市泉町二丁目3番24号

茨城トヨタ自動車株式会社

代表取締役 幡谷 史朗

(提案理由)

重症傷病者の救命率の向上を図るために、災害対応特殊高規格救急自動車の更新及び高度救命処置用資機材を取得するため、この案を提出するものである。

